

予算特別委員会会議録

日時 平成23年7月6日（水） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時29分

場所 北別館507会議室

委員出席者 委員長 皆川 巖
副委員長 保延 実
委員 清水 武則 望月 清賢 棚本 邦由 堀内 富久
河西 敏郎 塩澤 浩 仁ノ平尚子 丹澤 和平
大柴 邦彦 永井 学 樋口 雄一 高木 晴雄
久保田松幸 山田 一功 桜本 広樹 小越 智子

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

知事 横内 正明

副知事 小沼 省二

総務部長 田中 聖也

知事政策局長 平出 亘

企画県民部長 丹澤 博

福祉保健部長 古屋 博敏

森林環境部長 中楯 幸雄

林務長 深沢 侑企彦

産業労働部長 新津 修

観光部長 後藤 雅夫

農政部長 松村 孝典

県土整備部長 酒谷 幸彦

教育長 瀧田 武彦

議題 第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算
第67号 平成23年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
第68号 平成23年度山梨県商工業振興資金特別会計補正予算
第69号 平成23年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

審査の概要 総括審査日程表により、午前10時3分から午前11時56分まで自民党・
県民クラブの質疑を行い、休憩をはさみ午後1時00分から午後2時19分ま
で明全会の質疑を行い、休憩をはさみ午後2時35分から午後3時29分まで
フォーラム未来の質疑を行った。

主な質疑等

質疑

（歳入予算の状況と今後の財政運営について）

清水委員 どうもおはようございます。御紹介いただきました、自民党・県民クラブの
清水武則でございます。

先立ちまして、皆さん御承知のとおり、3月11日の東北大震災、いまだに
非常におくれておりますけれども、早く復興のいくことを願ってやみません。

それでは、質問に入りたいと思います。まず、歳入予算の状況と今後の財政運営についてお尋ねをいたします。まず、県債についてでございますが、6月の補正予算では59億円余を計上し、当初予算と合わせますと731億円余となっております。昨年の6月の時点の予算額と比べると171億円余の減となっておりますが、これは実質的な交付税である臨時財政対策債等を含んだものであります。

そこで、行政改革大綱で削減対象とした通常の県債では6月補正後の予算額は幾らか、まずお伺いをいたします。

田中総務部長 6月補正後の通常の県債の予算額についてのお尋ねでございます。実質的な交付税でございます臨時財政対策債等を除きました通常の県債でございますが、前年度の6月現計予算に比べまして9億円余減少いたしまして、6月現計では349億円余を計上しております。これは県有施設の耐震化、新県立図書館の整備など必要不可欠な大規模事業につきましては実施する一方で、本年度の国の地方財政計画におきまして投資的経費が5.1%削減されたことに伴いまして、公共事業、県単公共事業を前年度当初予算額から5%抑制したことなどによるものでございます。

清水委員 通常の県債についても引き続き抑制していくと心得ております。新たな行財政改革への取り組みや数値目標については、9月の議会において新しい行動計画の中で示されるということでございますが、6月の補正後の段階で通常の県債等残高はどのようになっているかお伺いいたします。

横内知事 6月補正後の段階での通常の県債等の残高でございますが、これは22年度末現在、通常の県債等残高は8,050億円ということになっております。行政改革大綱では、4年間に380億円削減するとしておりましたけれども、この目標を201億円上回る581億円の削減をいたしたところであります。本年度はさらに180億円程度削減をいたしまして、今年度末では7,870億円程度になる予定でございます。

清水委員 本年度についても、6月補正後の段階ではありますが、一層の削減が進むことを望むところでございます。一方、今後ますます高齢化が進展していくことを考えますと、介護保険や高齢者医療など社会保障費の増加は避けられず、日本全国どこの自治体も、財政状況は今後一層厳しくなると予想されます。こうした状況等を見通した中で、ぜひ将来の県民負担を少しでも減らせるよう、引き続き行財政改革に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

さて、借金は減らしたとしても、そして、これからも頑張って減らしていくわけでございますけれども、では、県の貯金のほうはどうなっているか。そこで、予算概要の2ページでございますが、今回の6月補正では22億円余の繰入金を予算に計上しておりますが、このうち、財源不足対策のために基金を取り崩して繰り入れた額は幾らあるのかお伺いいたします。

田中総務部長 繰入金のうち、財源不足対策のための基金からの繰り入れが幾らかというお尋ねでございます。今回の補正では、一般会計歳入予算への繰入金として22億円余を計上しているところでございますが、これは商工業振興資金特別会計など他の特別会計からの繰入金や、国の交付金を原資といたします基金からの繰り入れでございます。財源不足対策のための基金の取り崩しにつきましては計上しておりません。財源不足対策としましては、当初予算で65億円の取

り崩しを計上しているところがございます。以上でございます。

清水委員

今、65億円という言葉が出たわけでございますけれども、これは昨年度においても当初予算額では65億円を取り崩す予定でありましたが、その後、財源の節約、県税収入の増加などもありまして、2月補正では基金の取り崩しを全額取りやめることができました。県の主要な基金の残高は、横内知事就任の平成18年度には504億円でありましたが、昨年度末で507億円と伺っております。基金残高が4年前とほぼ同額であるという状況は、リーマンショック以来厳しい財政環境の中にあつたことに考え合わせますと、知事の行政手腕を高く評価するもので大変立派な額でございます。ぜひとも本年度においても、昨年度と同様、基金残高を減らすことのないような状況を望むものでありますが、御所見をお伺いいたします。

田中総務部長

今後の基金残高の見通しについてのお尋ねでございます。本年度の予算編成に当たりましては、歳出全般にわたって徹底的な見直し、重点的な配分に努めたところでございますが、社会保障関係経費などの義務的経費の増加が避けられずに、当初予算段階で65億円の基金取り崩しを計上しているところでございます。

委員御指摘のとおり、昨年度につきましては、2月補正予算で取り崩しを全額回避できたところがございますので、本年度におきましても、執行段階で経費節減に努めさせていただきまして、可能な限り基金の取り崩しを回避して、残高が確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

清水委員

ぜひ一層の経費の削減に努力をお願いしたいと思います。

一方、リニア中央新幹線の実現、そしてまた、新山梨環状道路の整備といった大変重要な基盤整備を控えている本県ですが、将来に備えた基金の残高が500億円程度で果たして十分と言えるでしょうか。いま一歩歩みを進め、借金を減らすと同時に、できる限り貯金を増やすことも必要であると考えております。厳しい財政状況にあることは重々承知しているところでありますが、将来の物入りに備えて計画的に財政を運営するためには、基金への積み増しを検討すべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

横内知事

基金は、言うまでもなく、災害などの緊急の財政需要に対応したり、あるいは長期的な事業について安定的な財源を確保するという観点から設けているものでございまして、委員御指摘のとおり、できるだけ基金の積み増しを財政の許す範囲でやっていくことは大事なことだと思っております。

県としては、例えば平成19年度に中部横断自動車道の直轄区間の負担金150億円を地方交付税で国のほうに手当てをしてもらったわけですが、その結果として15年間毎年10億円ずつ交付税が積み増されてまいりますので、その10億円は毎年度積み立てをしたりしているというところがございます。今後とも、委員御指摘のとおり、できるだけ基金の積み増しに財政運営で配慮していきたいと思っております。

清水委員

今の答弁でございますけれども、次の世代への大きなプレゼントとなるように、ぜひとも御尽力をお願いしたいと思います。

(被災児童生徒就学支援等事業費について)

清水委員

それでは、次の質問に移ります。東日本大震災は、現在の我々が経験したこ

とない大きな被害をもたらしていることは皆さん御承知のとおりでございます。震災から3カ月たった今も、被災地の報道を見ると、がれきの山のままであり、福島第一原発の事故は収束が見えない状況にあります。

平成7年1月の阪神・淡路大震災は復興に10年かかったと言われております。そしてまた、16年10月の新潟沖中越地震は、まだ復興の支援が続けられていると言われております。ましてや今回の震災は、非常に重大な、大変な被災でございますから、かつてないそういったことを考え合わせると、この復興資金に対する増税が検討されていると言われております。バブル崩壊から約20年、いまだ国内の景気は回復感がない中にありますが、連日の被災地の報道を見るにつけ、巨額の復興資金が必要であることは想像され、被災地以外への影響の拡大も懸念されており、早期の復興が望まれております。

また、東海地震は100年から150年の周期で来ると言われておりますが、既に安政の大地震から150年が過ぎていることから、地震への備えは怠ってはならないと思っております。このため、県においては、今回の震災の被災者に対する支援策とともに、今後の大規模災害に備え、さまざまな対策を講じることと思いますが、その中から、被災された児童・生徒に対する支援策につきましてお伺いしたいと思います。

まず、死者・行方不明者が1万8,000人を超えている今回の震災では、親を亡くしたり、親が離職を余儀なくされた子供たちが多くいると思っております。将来の復興を担うであろう子供たちが、このようなことから、経済的な理由で就学や進学をあきらめることのないよう、本県に避難してこられた被災者の方々への支援が必要と考えますが、県内の児童・生徒に対して、県はどのような対策を講じているかお伺いいたします。

瀧田教育長

本県に避難しております児童・生徒に対してでございますが、被災者の方々を支援するために、学用品、通学費、学校給食費等の助成を行うこととしており、公立・私立の幼・小・中学校の幼児・児童・生徒につきましては市町村が、特別支援学校の児童・生徒等については県が主体となり実施してまいります。

また、公立・私立の高等学校等の生徒については、公益財団法人山梨みどり奨学会が実施主体となりまして、月々1万8,000円から3万5,000円の範囲内で貸し付け事業を行うこととしております。

さらに、被災して、本県の公立の幼稚園及び専修学校に転入学した生徒の授業料については、減免措置されることとなっております。以上でございます。

田中総務部長

被災して、本県の私立の幼・小・中学校・高校・専修学校に転入学をしましたが、授業料の納付が困難である幼児・児童・生徒につきまして授業料の減免を行った私立学校に対しまして、助成を行うこととしております。以上でございます。

清水委員

また、被災者に対する県立大学の授業料の免除等の対応も必要と考えますが、県立大学における取り組みの状況を伺います。

田中総務部長

山梨県立大学における取り組みについてのお尋ねでございます。山梨県立大学では、岩手県、宮城県及び福島県出身の在学生及び新入生の中に、本人または実家が被災したり、家族が行方不明になったり、自宅が流出・全壊するなど大きな被害を受けた学生がいたところでございます。

これを受けまして、授業料につきましては、減免申請のありました17人について、大学の規程に基づいて学内で審査をいたしまして、15人については

年間授業料53万5,800円の全額を、2人については半額を免除したところでございます。また、日本学生支援機構の無利子奨学金につきましては、大学において、被災学生2名を推薦いたしまして、その受給が決定されたところでございます。以上でございます。

(クニマスの生態実態調査費について)

清水委員

ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

では、次に移ります。クニマスの生態実態調査について伺います。御承知のとおり、クニマスはサケの仲間で、かつて秋田県田沢湖で生息しましたが、その後、田沢湖の水質等の変化に伴い、昭和15年にクニマスは絶滅いたしました。しかし、昭和10年に西湖にクニマスの卵10万粒を移植したとの記録は、田沢湖の漁協、それから、西湖の漁協に残っております。

そのような中、京都大学の中坊教授が、70年前に絶滅したとされていたクニマスを発見したことが、平成22年12月に新聞報道されました。水産にかかわる者として絶滅したと思われるクニマスの西湖での発見は大変喜ばしいことと思います。これはまさに西湖漁協協同組合が、西湖の漁業を通じて、水質、生育の環境を保護してきた成果であると思います。

こうした中で、6月の補正に計上されたクニマスの生態実態調査について伺います。まず最初に、現在までの状況をお伺いいたします。

松村農政部長

ただいまの御質問にお答えいたします。クニマスは全国から関心が寄せられている貴重な魚でございます。県におきましても、関係部局の担当者で構成される調整会議を立ち上げ、地元市町村と連携しながら、西湖に生息しているクニマスの調査を開始しております。

県ではまずクニマスの産卵期と言われる2月から3月に、西湖の湖岸を巡回して、産卵後、湖岸に打ち上がったクロマスの回収を実施いたしました。回収した11尾につきましては、水産技術センターの研究員が京都大学でクニマスの判別方法の研修を受け判別したところ、9尾がクニマスである可能性が極めて高いことが判明したところでございます。

その後、生きたクロマスの捕獲につきましても環境省と協議が調ったところから、これまで3回の捕獲を実施して、クニマスの可能性が高い個体を合計8尾採取いたしました。現在、新たなDNA判別手法の検討を行っている京都大学でその解析を行っているところでございます。以上であります。

清水委員

非常に歴史的なものでございますから、その点については十分御留意をさせていただきながら、今回の6月補正の調査の内容についてお伺いいたします。

松村農政部長

ただいまの質問にお答えいたします。この補正予算で計上した経費を活用いたしまして、生息域及び群れの大きさなどを推定するための精度の高い魚群探知機、生息環境を調査するための水質測定機器や採水器、えさを調査するためのプランクトン採取ネットなどの調査機材を水産技術センターに整備したいと考えております。

本年度は、これらの機材などを活用して、産卵場所や産卵時期を特定するため、9月を目途に新たに導入する魚群探知機と底刺網を組み合わせた本格的な捕獲調査などを開始したいと考えているところでございます。以上であります。

清水委員

クニマスはこれから山梨県の観光についても非常に重大な意義を持っていると思います。ぜひともこのクニマスについて多くを宣伝し、そして、山梨県

のためにも非常に効果があるように、県、知事一同、よろしく御協力をお願いいたしながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（「富士の国やまなし」インバウンド誘致魅力発信事業について）

望月委員

6月補正予算は、政策的経費も含めた195億5,000万円余でありまして、東日本大震災の影響も受け、被災者対策、防災対策強化、そして、省エネ対策支援、さらには、激減した外国人観光客の誘客施策などが盛り込まれております。さらに、1月に行われました知事選におきましての知事の政策も盛り込まれた予算となっております、その成果を大いに期待するところです。

以下、質問に入らせていただきます。まず初めに、予算概要12ページ並びに26ページ、それから、農政産業観光委員会でも取り上げられたようでありますけれども、「富士の国やまなし」インバウンド誘致魅力発信事業についてであります。

東日本大震災後、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響などにより、観光、特にインバウンド観光は深刻な状況にあります。日本政府観光局の統計では、震災後の外国人旅行者は、3月12日以降の数値で、前年同期比73%減、4月が62.5%減、5月が50.4%減と、全国規模で大幅に減少しております。

本県においては、5月11日に、知事が観光庁長官に対しまして、風評被害対策や全国レベルの誘致キャンペーンについて要望するとともに、5月20日には、知事が緊急観光振興対策を発表され、取り組みを進めているところでもあります。外国人観光客が多い本県の観光産業を盛り上げていくためには、海外に向けて、本県の安全性や魅力を積極的に紹介し、風評被害を払拭することが重要であります。

そこで、「富士の国やまなし」インバウンド誘致魅力発信事業について、どのような事業を展開されていくのかお伺いいたします。

後藤観光部長

本事業では、中国国内の観光ホームページやブログサイトを活用いたしまして本県の安全性や魅力を紹介することにより、風評被害を払拭し、震災の影響で減少した外国人観光客の回復を図るものであります。具体的には、中国国内にあります中国人観光客向け日本情報サイトに、富士山を中心とした本県の観光地の情報などを紹介する特集ページを設けます。また、中国のブログサイトには、県内の観光事業者や市町村等が行うイベントやキャンペーンなどの最新情報を掲載し、山梨の魅力を発信していくこととしております。以上です。

望月委員

ありがとうございます。日本一を誇ります本県の桃やブドウなどの果実は、国内の観光客は言うに及ばず、外国人観光客にとりましても大変魅力のある観光資源であります。しかし、この大震災による福島第一原発事故によりまして、これから本番を迎える本県の果実につきまして、桃やブドウを目的とした観光や果実の購入を控えるという風評被害が心配される場所でもあります。

私は、本県産果実の放射性物質の検査を行って、その安全性をアピールすべきだと考えております。こうした中、県におきましては、国の依頼と制度に従いまして、本県の主要な4農協の桃の放射性物質の検査を行ったところ、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出とのことで、その安全性が検証され、とても喜ばしく思っております。

県では今後、ブドウなどについても放射性物質の検査を実施していくとしておりますが、風評被害を払拭するため、この事業も活用するなど、検査に基づ

く本県の果実の安全性を積極的に国内外に情報発信すべきと考えております。この件につきましては、知事さんの御所見をお伺いいたします。

横内知事

委員がただいま御指摘になりましたように、国からの検査依頼を受けまして、山梨県の果樹の主力の品目であり、市場への出荷が本格的に始まる桃につきまして、過日、速やかな検査を実施したところであります。その結果、主要4JAの管内のいずれの検体からも放射性物質は検出せずということでございまして、全国の皆さんに安心して食べていただけることが証明されたところでございます。

今後とも、桃をはじめといたしまして、ブドウその他農産品について適宜適切な検査等を行って、県産農産物の安全性をしっかりとPRし、風評被害を払拭していきたいと思っております。具体的には、本年度は東京と大阪で国内トップセールスを行いますので、こういう国内のセールスとか、あるいは香港、台湾、シンガポールで行う海外のトップセールス、こういった場におきまして、県産の農産物の安全性をしっかりと情報発信していきたいと考えております。

望月委員

ありがとうございます。本県におきましては、富士山をはじめ、果実、ワインなど、大変魅力的な観光資源がたくさん存在します。そのような中で、今後とも観光と農政が綿密に連携し合って、より山梨県の発展に資するよう、よろしく願い申し上げます。

（西関東自動車道整備費について）

望月委員

次に移ります。公共事業費は、県単事業費と合わせて、6月補正後、669億1,000万円余であります。前年度に続き、5%の減少となっております。このような中で、道路整備をはじめ、公共工事がどのように進展していくか心配をしているところでもあります。道路整備について幾つかお伺いいたします。

まず、西関東連絡道路の整備についてお伺いいたします。進捗状況と今後の見通しについてただしていきたいと思っております。本年度計上されております道路整備に関する予算について幾つかありますが、未曾有の大震災となった東日本大震災の影響も受けまして、今後の心配されているところでもあります。今回の震災では、沿岸部の道路や鉄道、港湾など大きな被害を受けまして、被災地への災害救助のルートが途絶えているような状況も見受けられました。

ここで、「くしの歯作戦」と呼ばれる政策がありまして、沿線道路の応急復旧によりまして、被災した沿岸部に通じる道路網の回復が速やかに行われたこととあります。この作戦は、比較的被災が少なかった内陸部の東北道、国道4号の縦軸ラインをまず復旧し、そこから沿線部へ向けて、くしの歯型に15本の幹線道路を復旧したものであります。この道路が人命救助や救援物資の運送、運搬等に大きな役割を果たしたと聞いております。

このように、地震など災害時における緊急輸送道路の確保は重要であります。県内のほぼ全域が、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されている本県にとりまして、強化地域に指定されていない埼玉県など、県外へ連絡する幹線道路の整備は喫緊の課題であります。

そこで、本県と埼玉県を結ぶ西関東連絡道路の整備についてであります。雁坂トンネルが開通しましたのが、平成10年4月であります。あれから13年の月日が流れ、当初計画の交通量には満たないとはいえ、北関東からの新たな玄関口ができ、本県にとりまして、県際道路の整備という点において大きなインパクトがあったのではないのでしょうか。

山梨市を縦貫して甲府に至るこの国道については、雁坂トンネルの開通を挟んで、これまでも牧丘バイパス、三富地内の登坂車線整備など精力的にその整備に取り組んでいただけてきたところでもあります。また、この道路は甲府市と埼玉県深谷市とを結ぶ地域高規格道路に位置づけられ、雁坂トンネル開通の前年であります平成9年に、自動車専用道路であります甲府山梨道路の事業着手がなされたところでもあります。

既に先行して平成18年に供用しております甲府市桜井町と山梨万力の整備効果については改めて申し上げるまでもありませんが、以前の国道140号線の慢性的な渋滞状況は大きく改善をされました。山梨市ばかりでなく、甲州市を含めた峡東北部地域にとりまして、甲府市までの通勤時間や通学時間の短縮、定時性などが確保されました。また、観光面や……。

皆川委員長 望月委員に申し上げます。質問を簡潔にお願いします。

望月委員 はい。第2工区として事業が今、進められておりますが、万力・岩手間の区間についても地元から早期完成を望む声があります。私自身もその思いが大変強いところがあります。そこで、昨年12月の本会議においてお尋ねしたところではありますが、本年度予算の配分状況も含め、現在の進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

酒谷県土整備部長 進捗状況と今後の見通しについての御質問でございます。地域高規格道路として国の補助事業により整備を進めております西関東連絡道路の平成23年度予算は23億円余であり、要望どおりの事業費が確保されております。平成22年度末の進捗状況は、用地取得については約9割が完了、工事を含めた事業費ベースでの進捗は約34%となっております。

本年度は、先般発注しましたトンネル工事を進めるとともに、八幡地内における橋梁工事などを実施する予定であり、あわせて、未買収の用地の早期取得に努めてまいる所存でございます。今後も予算の重点配分を図りつつ、全体延長3.9キロメートルのうち、先行整備区間である万力・八幡ランプ間の約2.3キロメートルの早期供用開始を目指していくところでございます。以上でございます。

望月委員 ありがとうございます。それでは、それに関連するアクセス道路の整備状況についてお伺いいたします。140号線から西関東連絡道路の八幡部分を通ります八幡バイパスについて、長年の懸案でありましたが、やっと見通しがつき始めたところでもあります。その後の2期計画、さらには、その道路整備についてお伺いいたします。

酒谷県土整備部長 アクセス道路の整備状況についての御質問でございます。西関東連絡道路のアクセス道路となる八幡バイパスにつきましては、平成10年に事業に着手し、国道140号から山梨市道野背坂線までの約2キロメートルの整備を進めてきております。一部で用地交渉が難航したことなどから事業期間が長くなっておりますけれども、平成24年度までに供用開始ができるよう、工事を進めております。

八幡バイパスには、西関東連絡道路の交差部に接続ランプを設置することとしており、これにより、現在、万力ランプに集中している交通の分散が図られ、山梨市北部地域の交通の円滑化などが期待できます。まずはこの区間の供用を急ぐこととし、その先の堀之内方面への延伸については、地元の皆様の協力を

得ながら、用地取得にかかわる課題の解決を図った上で着手していきたいと考えております。以上でございます。

（広域連携街路事業費について）

望月委員

次に、山梨市内の道路整備についてであります。根津橋通り線の取り組みの状況についてお伺いいたします。これは西関東連絡道路の万力ランプから山梨駅前を通り、上石森に通じる道路であります。これは市街地の中を通り、そして、市民の皆さんから大変期待をいただいている道路でもあります。この整備状況について、また取り組みについてお尋ねいたします。

酒谷県土整備部長 根津橋通り線の取り組み状況についての御質問でございます。この道路は、山梨市の東西軸を形成する幹線道路であり、西関東連絡道路から山梨市駅前の中心市街地を経て上石森に至る、総延長約2.6キロメートルの都市計画道路でございます。

西関東連絡道路万力ランプから国道140号までの710メートルについては、平成9年度から整備を進め、平成18年度に供用いたしたところでございます。

国道140号交差点から根津橋東詰まで612メートルの万力工区は、平成元年度から整備を進め、平成13年度に供用しております。

根津橋東詰からJR跨線橋まで475メートルの区間は、土地区画整理事業として平成4年度から整備に着手し、平成16年度に供用いたしました。

そして、JR跨線橋から東側については、平成15年度から整備を進め、このうち520メートルが平成22年度に完成し、現在、引き続き、最終工区となる市道青梅支線までの235メートルで事業を行っているところであります。以上でございます。

望月委員

山梨市の市街地における幹線道路の整備方針についてお尋ねいたします。根津橋通り線の完成後も、この地域の道路整備について御支援をいただきたいと思います。県では、今後の山梨市の市街地における幹線道路の整備について、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

酒谷県土整備部長 今後の山梨市市街地の幹線道路整備についての御質問でございます。山梨市の市街地における幹線道路のうち、これまで事業を進めてきました東西軸をなす根津橋通り線は、整備の見通しがついたことから、今後は南北軸を形成する幹線道路の整備が必要であると考えております。

山梨市中心部から南に延びる県道山梨市停車場線の、山梨市駅南から下石森交差点までの間は、多くの学校があり商店が連なる地域であります。道幅が狭く歩道がないなど、歩行者や自転車に対する安全確保が十分ではなく、自動車の円滑な通行にも支障を来しております。

現在、この区間1,200メートルの整備について、地域の皆様の御意見を伺うなど、調査や検討を進めているところであります。

今後は、都市計画決定など必要な手続きを進め、早期の事業化を目指していくこととしております。以上でございます。

（緊急道路整備事業費について）

望月委員

重川橋のかけかえ工事についてお尋ねいたします。平成24年でしょうか、完成をめぐり着々と進んでいる重川橋でありますけれども、この地域は、県立日川高校、また山梨高校、それから、山梨南中学校と、学童の通学路でもあり

まして、また、市内の幹線道路でもあります。それにかかる橋ということでありまして、これの進捗状況と、予定内の完成ができるのかどうかお伺いをいたします。

酒谷県土整備部長 重川橋のかけかえ工事の進捗と今後の見通しについての御質問でございます。重川橋については、橋長156メートルの新橋を現在の橋の上流にかけかえることとし、平成18年に事業着手し、取り付け道路を含め、総延長520メートルの道路改良事業として工事を行っているところであります。この橋と取り付け道路は、車道部2車線に加え、通学生などの安全性を確保するため、両側に3メートルの自転車・歩行者道を設置することとしております。

平成21年の工事着手以来、順調に工事が進んでおり、これまでに橋梁の下部工工事が完了しております。現在、取り付け道路の工事及び鋼製の橋げたを工場にて製作中であり、今年11月以降の渇水期に橋げたをかける予定でございます。今後順調に工事が進めば、平成25年春ごろには供用開始ができる見通しとなっております。以上でございます。

（ 休 憩 ）

（私立幼稚園障害児就園事業費補助金について）

望月委員 私立幼稚園障害児就園事業費補助金についてお伺いいたします。県内の幼稚園は67園ありまして、61園が私立であります。これまで本県では、私立幼稚園障害児就園事業費補助金制度により、障害児が2人以上の場合も県の補助金は39万2,000円ということでありましたけれども、本県以外の関東圏におきましては、補助金率はその倍ということであります。障害児の入園を断られるようなことがないような形の中で入園がスムーズに受けられるようにしていただきたいと思っております。この予算概要の中での37ページでありますけれども、本年度予算が盛り込まれております。この件についてお伺いいたします。今現在、受け入れられている障害児の数は何人くらいおいでになりますか、伺います。

田中総務部長 現在の私立幼稚園の障害児の受け入れ状況についてのお尋ねでございます。障害児の受け入れを行っております私立幼稚園でございますが、過去3年で見てみますと、平成20年度は16園、平成21年度は19園、平成22年度は11園となっております。毎年十数園で受け入れを行っている状況でございます。また、私立幼稚園が受け入れている障害児の人数でございますが、平成20年度は44人、平成21年度は43人、平成22年度は34人となっております。毎年40人前後の障害児の受け入れが行われているところでございます。障害の内容では、肢体不自由よりも、知的障害や発達障害が多いという状況でございます。以上でございます。

望月委員 ありがとうございます。障害児を受け入れる場合には、教員の新たな配置が必要となったり、幼稚園に大きな経済的負担が生じることが予想されます。そのため、受け入れ人数を制限するなどの対応をとる例もあると聞いております。こうした負担の軽減を図り、幼稚園における障害児の受け入れを促進するため、県で導入している私立幼稚園障害児就園事業費補助金の現状についてお伺いいたします。

田中総務部長 私立幼稚園障害児就園事業費補助金の現状についてのお尋ねでございます。私立幼稚園障害児就園事業費補助金につきましては、平成2年度に県単補助事業として始まりまして、平成7年度からは国庫補助事業を取り込んで実施してきているところでございます。

現在、障害児が在園しております私立幼稚園に対しましては、障害児が1人在園している場合につきましては、年額で19万6,000円、2名以上在園している場合には、1人当たり年額39万2,000円の補助を行っているものでございます。

昨年度の事業実績でございますが、11の幼稚園で障害児34人の受け入れに対しまして、合わせまして1,274万円の補助を行っております。幼稚園1園当たりで平均いたしますと115万8,000円、一番補助額の多い幼稚園ですと、障害児を8人受け入れておりまして、313万6,000円の助成を受けているところでございます。以上でございます。

望月委員 6月の補正において、この補助金の内容の見直し、それから、幼稚園への一層の負担軽減を図っていると、こういうことでありますけれども、具体的内容について伺いいたします。

田中総務部長 補助金の見直しの具体的内容についてのお尋ねでございます。昨年度までは、障害児2名以上が在園する場合の補助単価については、国庫補助が受けられる基準の下限額を採用してきたところでございます。しかしながら、昨今の障害児教育へのニーズの高まりとか、障害児教育を行う場合の幼稚園の経済的な負担などを考慮いたしまして、補助単価を国庫補助が受けられる基準の上限額に倍増することといたしております。これによりまして、障害児2名以上が在園する幼稚園についての1人当たりの補助単価でございますが、39万2,000円から78万4,000円に引き上げられることとなるものでございます。以上でございます。

望月委員 ありがとうございます。この補助金制度が堅持されまして、さらに発展されますことを望んでおります。そのことにおきまして私学振興にも一層の発展があるのではないかと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

(がん対策について)

棚本委員 早速、質問に入らせていただきます。6月補正予算概要30から31ページのがん対策に係る予算に関連して質問をいたします。皆さんも御承知のとおり、今や2人に1人ががんになると言われておりまして、いつ、だれががんにかかってもおかしくない時代であります。がんは我が国において、昭和56年より死因の第1位で、現在では年間30万人以上の国民が亡くなっており、生涯のうちがんになる可能性は、男性の2人に1人、女性の3人に1人と推計されており、まさしく驚くべき数字であります。

本県においても、昭和58年以降、死因の第1位はがんでありまして、死亡総数の3割近くを占め、平成21年には2,327名が亡くなっておると聞いております。こうした状況を改善すべく、県では山梨県がん対策推進計画を策定しまして、がんの予防、早期発見、がん医療の充実、医療機関の整備等、各分野ごとに目標を設定し、総合的ながん対策を進めておられます。都道府県別のがんに対する75歳未満年齢調整死亡率を見ても、かつては全国で15位ぐ

ら이었다と記憶いたしております。着実な取り組みによりまして、最新データでは、長野県に続いて第2位と低くなっているとの本会議での答弁もお聞きしたところであります。

初めに、がん医療に関する取り組みについて伺います。まず、予算概要31ページの、県立中央病院が行う通院加療がんセンターの整備について伺います。がんの3大治療法は、外科療法、放射線療法、そして、抗がん剤を用いる化学療法であるとのことですが、最近では医学の進歩によりまして、副作用の少ない抗がん剤が数多く開発されまして、外来での化学療法が普及し、多くの患者さんが日常生活を維持しながら、通院して治療を受けることが可能になったと言われております。

県立中央病院においても昨年6月に外来化学療法室を設置し、多くの患者さんが通院し、がんの治療を受けていると聞いています。つきましては、県立中央病院では、現在、どのような体制で、どれぐらいの患者さんを診療しているのか、外来化学療法の実施状況についてお聞きします。

古屋福祉保健部長 県立中央病院におきましては、以前から外来化学療法に取り組んでまいったところでございますけれども、昨年6月、6階に専用の治療ベッド20床を設置いたしまして、医師1名、薬剤師2名、看護師7名の体制による外来化学療法室を開設いたしまして、外来化学療法の充実強化を図ったところであります。

外来化学療法室の利用者数でございますが、昨年6月の開設から本年5月までの1年間で延べ4,390人に上っております。1日平均患者数で見ますと18人となっております。外来化学療法室開設前の13人と比べますと、大幅な伸びを示しているところでございます。今後も高齢化が一層進展する中で、がん患者の増加に伴いまして、外来化学療法を受ける患者さんも増加してまいるものと見込まれているところでございます。以上でございます。

棚本委員

私もかつて県立病院のあり方委員会の委員を務めたこともありまして、県立中央病院のがん治療を注視してまいりました。外来化学療法室の設置が決まったときには、通院センターを望んだ1人といたしまして、多くの県民とともに喜びと期待を寄せました。ただいまの部長の御答弁によりまして、4,390人という、私の想像をはるかに超えたものでありまして、患者さんが大幅に増えまして、今後も増加する見込みとのこととあります。

こうしたことによりまして通院加療がんセンターの整備が必要になったと思われませんが、本年度から実施する通院加療がんセンターの整備内容及びスケジュール、あわせて、センターの設置によりまして、どの程度患者さんの受け入れが可能になるか伺います。

横内知事

御指摘の昨年6月に設置いたしました外来化学療法室につきましては、外来化学療法患者が増加いたしまして、早くも、これでは対応できないという状況になってきておりますので、病棟を改修いたしまして、ベッドも拡充し、専門スタッフも充実させまして、通院加療がんセンターを整備することとしております。

スケジュールにつきましては、設計、それから、施設の改修を行いまして、平成25年度当初から開設するということを予定しております。それから、受け入れの患者さんの数ですけれども、現在の外来化学療法の患者数が年間約4,400人でございますけれども、通院加療がんセンターにおいては、受け入れ数は7,000人程度に増加するものと考えております。

県としては、この通院加療がんセンターの整備を新しい地域医療再生計画の柱に位置づけまして、これをしっかりと整備して、がん医療の充実を図っていききたいと考えております。

棚本委員

ただいま知事に細かい御答弁をいただきました。力強く推進されるということで、7,000名という非常にうれしい数字であります。外来療法のさらなる推進のための通院加療がんセンターを整備されることについては、ただいまの答弁をいただきまして理解できました。県民の切実な思いが寄せられているだけに、患者さんの意向が最大限反映されたセンター整備を改めて強く要望するものであります。

次に、県立中央病院における総合的ながん診療体制について伺います。県立中央病院は、県立病院機構中期計画におきまして、がんの包括的診療体制の整備、がんセンター化を進めていくとともに、都道府県がん診療連携拠点病院として、本県のがん診療の質の向上と、がん診療連携協力体制の構築に関し、中心的な役割を担っていくこととされております。加えて、県立病院機構の小俣理事長さんは肝がんの世界的な権威でもありまして、山梨県のがん医療の発展のために先頭に立って努力されておられます。

こうした状況にありまして、県立中央病院の果たす役割は非常に重要であると考えますが、県立中央病院では、総合的ながん診療体制の充実、強化にどのように取り組まれているのか伺います。

古屋福祉保健部長 県立中央病院におきましては、昨年4月の地方独立行政法人への移行に伴いまして、がん診療部を新設いたしまして、最適ながん診療を推進するため、各分野の専門医や看護師、薬剤師など多くの職種の医療スタッフが一堂に集まり、症例に対する最適な治療法を検討する会議、いわゆるキャンサーボードと申し上げておりますが、このキャンサーボードを立ち上げまして、チーム医療としてがん医療に取り組んでいるところでございます。

また、都道府県がん診療連携拠点病院ということで中央病院が位置づけられておるわけでありまして、5大がんと呼ばれております、肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がんにつきまして、急性期から自宅療養期までの共通診療計画書であります地域連携クリティカルパスを作成したしまして、県内の各地域がん診療連携拠点病院と連携をして進めているところであります。現在までのところ、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、この4つのがんにつきましては、このクリティカルパスの作成を終えました。肝がんにつきましても、本年10月までには策定する予定であります。

これによりまして、診療に当たるすべての医療機関が連携する体制の整備を進めまして、患者や家族の視点に立った包括的ながん診療体制を構築してまいりたいと考えております。以上でございます。

棚本委員

ありがとうございました。古くから大学病院等々ではキャンサーボードと呼ばれる、ほんとうに多くの関係者が一堂に会して、1人の患者さんの医療を検討するという、こういうことに対しても積極的に取り組まれるんだと、そして、患者さんの視点に立ってという、こういう力強い御答弁をいただきました。大きな期待を寄せております。

棚本委員

次に予算概要30ページの地域がん診療連携拠点病院について伺います。県内のがん医療水準の向上を図るには、県立中央病院のがん診療体制の充実、強化だけではなくて、ほかの医療機関の水準も高めながら連携を強めていく必要

があると思っております。

がん診療拠点病院の整備指針の見直しに伴い、平成21年度に、山梨厚生病院と富士吉田市立病院の地域がん診療連携拠点病院の指定が取り消され、一時はがん医療水準がレベルダウンした感もありました。しかし、平成22年4月には、市立甲府病院が新規指定を受け、さらには、富士吉田市立病院において、県からの財政支援もありまして、リニアックを整備され、本年度4月から再指定が認められたところでもあります。

そこで2点伺います。1点目は、放射線医療機器リニアックの整備について、県全体では4台となりましたが、全国の状況を見ると、設置台数、整備率ともに依然として低いレベルにあります。富士吉田市立病院の1台増に満足することなく、さらなる充実を図っていただきたいと思いますが、今後の見通しはいかがでしょうか。

古屋福祉保健部長 放射線治療機器でありますリニアックにつきましては、委員御指摘のとおり、全国と比べて設置台数が少ない状況でございます。こうした中、山梨大学医学部附属病院におきまして、現在既に稼働率が限界に達しておりますことから、新しい地域医療再生計画におきまして、地域がん診療連携拠点病院の1つである山梨大学医学部附属病院のリニアックを更新いたしますとともに、さらに1台を増設することとしておりまして、県内の放射線がん療法の一層の充実、強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

棚本委員 2点目であります。富士吉田市立病院ががん診療拠点病院に再指定されたことによりまして、富士・東部医療にがん医療の拠点ができまして、県全体のがん医療水準は確実にレベルアップしていると実感をしているところであります。改めて、地域がん診療連携拠点病院の機能、役割はどのようなものであるか、さらに全県的ながん医療体制をどのように確保していくのか伺います。

古屋福祉保健部長 がん診療連携拠点病院の役割でございますが、がん診療連携拠点病院といえますのは、がん治療の地域間格差をなくして、全国のどの地域においても質の高い医療を提供できることを目的とした、地域のがん診療の拠点となる病院でございます。放射線治療や化学療法の提供、医療従事者等の研修、相談窓口の設置、そして、院内がん登録といった、大きく分けて4つの事業を行うこととされております。また、都道府県がん診療連携拠点病院につきましては、この4つの事業に加えまして、地域がん診療連携拠点病院等の医師などを対象とした研修の実施や情報提供、相談支援などを実施することが必要とされております。

本県では、本年4月、富士吉田市立病院が再指定されまして、がん診療連携拠点病院が4つの病院になったことによりまして、県下全域で均質ながん医療を提供する体制が確保されたものと考えております。以上でございます。

棚本委員 部長の答弁の中で、連携についてもしっかりと考えていく、大切なものだという認識をいただきました。

がん対策には、これまで申し上げたような、医療機関の整備、または連携や人材育成とともに、禁煙や子宮頸がん予防ワクチンなどの予防策、がんによる死亡者を減少させるための早期発見の推進など、総合的な対策が求められています。また、地域がん登録事業につきましては、全国的にはがん患者情報の整備が円滑に進んでいない県もあると聞いていますが、本県では、国から、精度が高く、全国的にトップクラスの評価もいただいているという話もお聞きし、

データ蓄積の重要性を改めて認識したところであります。こうしたことから、医療体制の整備とともに、特に予防、早期発見などの対策が重要であると思いますが、これらについて御所見を伺います。

古屋福祉保健部長 がんの予防と早期発見等についてお尋ねいただいたと思えます。まず、がんの予防や早期発見につきましては、県民に正しい情報をわかりやすく提供することが重要でありますことから、民間企業などと一緒になって、県民が利用する機会が多い店舗とかイベント等におきましてがん検診の情報提供を行うなど、がん検診の受診への働きかけを積極的に行っております。

また、学校と共同して喫煙防止対策を行うとともに、子宮頸がん予防ワクチン接種への助成やウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療費の助成などを実施しているところでございます。

最後に、地域がん登録につきましては、得られましたデータを積極的に県民に提供するとともに、引き続き、精度の高いデータを集積することによりまして、年齢、性別や地域の特性を踏まえた、がんの予防や早期発見、がん医療の充実につなげていきたいと考えております。以上でございます。

棚本委員 ありがとうございます。限られた時間でありますから、がん対策につきましては項目を絞ってお聞きしました。以上で、がん対策に関する質問を終わります。県政にとりましても重要な課題でありまして、積極的に対策を講じられまして、引き続き、強力で推進されることを望むものであります。

（地域医療再生臨時特例基金事業費について）

棚本委員 次に、予算概要31ページの地域医療再生臨時特例基金事業費についてであります。地域における医療課題の解決を図るためには、県は平成21年度、峡南医療圏と富士・東部医療圏を対象とする地域医療再生計画を策定し、国の交付金により造成した基金を活用して、医師の確保をはじめ、地域における医療提供体制の整備に取り組んでおります。

このうち、富士・東部医療圏は、県下第2の人口を有しておりますが、最も医療体制が充実している中北医療圏から遠く離れていることから、圏域内で完結できる医療体制の整備が求められており、このことを踏まえた事業計画が盛り込まれたものと承知しております。中でも東部地域は、人口10万人当たり医療施設従事医師数が103人と、県平均の204人の半数程度しかないことや、他の地域で入院治療している患者の比率が4割以上に上っている現状を踏まえ、早急な対策が求められたところであります。

現在、地域医療再生計画を実施に移してから1年余りが経過しておりますが、このような課題を有する富士・東部医療圏における取り組みの状況はどのようになっているのか、まず伺います。

古屋福祉保健部長 富士・東部医療圏におきましては、特定の病院を高度・専門的な医療機能を集約した基幹的な病院として整備するという手法をとるのではなくして、各病院の強みや特性が十分に発揮されるような機能強化を図ることによりまして、圏域全体で高度・専門的な医療を提供することを目指しております。

このため、各病院の専門性が高められる基盤整備に対し重点的に支援をすることといたしまして、具体的には、富士吉田市立病院におけるがん診療、それから、山梨赤十字病院の周産期医療、さらには、大月市立中央病院の循環器医療など、特色ある医療機能の整備を進めることによりまして、おおむね計画どおり進んでいるものと考えております。

棚本委員

ただいま御答弁をお聞きしまして、地域医療再生計画は、これまでの医療機関ごとに整備を進めてきた医療機能を、2次医療圏という広域エリアに広げて考える、いわば点から面への視点の拡大を意図した計画でもあると認識いたしました。そこで、求められるのは、医療圏全体として患者を受け入れ、医療を提供するという姿勢だと思います。このような視点や姿勢は、限られた医療資源を効率的に活用していくという点からも欠かせないものと考えられます。

このため、私は、富士・東部医療圏においても、個々の医療機関の水準を高めるだけでなく、医療圏全体としてのレベルを向上させるために、病院や診療所など医療機関の一層の連携を進め、効率的な医療資源の活用を行っていく必要があるものと考えておりますが、今後、富士・東部医療圏において地域医療再生計画を推進していくに当たり、どのようにして医療連携を図っていく考えか伺います。

古屋福祉保健部長 県におきましては、地域医療再生計画において、富士・東部医療圏の医療機能の整備を進めますとともに、その整備効果を最大限に生かすための医師等の確保対策についても鋭意取り組んでおりますが、こうした取り組みがより大きな成果を上げることができるよう、医療機関の連携を強化して、医療資源の効率的な活用を進めることとしております。

具体的には、病院や診療所など医療機関や医療従事者の間で、検査や投薬、画像情報といった患者情報を共有するシステムの構築を図ってまいりますとともに、地域の5つの医療機関で病院群を形成いたしまして、これを受け皿として初期臨床研修医を受け入れる事業の導入などに取り組んでいるところであります。以上でございます。

棚本委員

御答弁伺いました。表現は変ですが、医療の過疎に悩むところにおきまして、この医療再生が地域の再生でもありますし、まさに地域再生の命綱と認識をしております。

そこで、医療機関の連携は、一般の医療だけでなく、歯科診療の面でも極めて重要でもあると考えます。特に休日における歯科救急への対応につきましては、多くの歯科診療所が休みとなる休日における診療体制の確保という観点から必要性が高いものと考えております。昨年度、甲府市武田における山梨口腔保健センターで休日救急歯科診療を受けた患者のうち、富士・東部医療圏に在住する人はわずか6.5%と、人口比率から見ると微々たるものと言わざるを得ない状況となっております。せつかくのすばらしい施設も、利用可能な場所に立地してこそ、その価値が生きていくというものであります。

私は、歯科救急拠点を富士・東部医療圏に整備することによって、平日における歯科診療所と休日における歯科診療拠点の医療連携が円滑に行われるようになれば、地域医療の充実に資するばかりでなく、休日における歯科医師の負担軽減にも役立つのではないかと考えております。

このような中、富士・東部医療圏に歯科救急拠点を設置すべく、整備に向けた課題等を検討するための経費を6月補正予算に計上されたことは、まことに時宜を得たものであり、早急な整備に向けた取り組みが期待されるところでありますが、今後の歯科救急拠点整備事業のスケジュールや、主な検討内容はどうなっているか伺います。

古屋福祉保健部長 現在、休日における歯科救急等を行う拠点施設は、甲府市内にあります口腔保健センターであります。富士・東部医療圏からは距離が遠く、時間もか

かるということから、この地域の住民の皆さんが利用しにくい状況にあります。このため、富士・東部医療圏内に、歯科救急診療等を実施する拠点施設を整備することといたしまして、歯科・医科の医療関係者、また学識経験者などをメンバーとする整備検討委員会を設置することといたしたところであります。

この検討委員会におきまして、拠点施設が担うべき機能や運営方法、立地条件などについて幅広く御意見をいただき、検討結果を踏まえまして、来年度の施設整備、平成25年度当初のオープンを目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

棚本委員

わかりました。歯科につきましてもスムーズな整備がなされることを改めて望むものであります。

さて、昨年度の国の補正予算によりまして、県全域を対象とする新たな地域医療再生計画の策定が盛り込まれまして、2次医療圏を対象とするこれまでの計画と、3次医療圏、つまり、県全体を対象とする新たな計画との二本立ての取り組みとなりましたことは、本会議における答弁でお聞きしたところであります。

このうち、先般、国に提出された新たな地域医療再生計画は、2次医療圏の計画では対応できなかった医療課題への対応を目的としているところであり、その成果は大きく期待しているところであります。他方においては、2次医療圏ごとに一律の交付金が配分されたこれまでの地域医療再生計画と異なり、今後実施される国の審査、評価により、本県に配分される交付金額が減額される可能性があるものと承知しております。

このような中、国からの交付金の配分状況によっては、予定する事業が実施できなくなる可能性があるため、国の審査結果に柔軟かつ円滑に対応していく必要があるものと考えておりますが、県では今後どのように対応していく考えか伺います。

古屋福祉保健部長 新たな地域医療再生計画の原資となります国の交付金の予算額であります。国全体で2,100億円です。これに対しまして、各都道府県が国に既に提出した計画の交付金合計額は3,277億円と、これを大幅に上回っております。このため、今後、国の有識者会議による審査、評価によりまして、本県に配分される交付金額が減額する可能性もございますが、県では、国の指導を踏まえまして、計画に盛り込む事業に優先順位をつけて、交付金の配分結果に応じて対象事業を絞り込むこととしておりまして、既に各事業主体にはその旨を通知しているところであります。

高度・専門医療や救急医療、災害医療に関する事業につきましては、その必要性等にかんがみまして、高い順位に位置づけておりますが、国の審査結果によっては計画どおり実施できないこともあります。この場合には、各事業主体の意向もお聞きしながら、補助率の縮減、事業の延期・縮小等も検討することといたしております。いずれにいたしましても、本県の計画の必要性を十分に国に説明するなど、交付金の獲得に向けまして全力で取り組んでいるところであります。

棚本委員

お話のとおり、ほんとうに私どもも国の財政状況というのは非常に震災対応等々、状況を承知しておりますが、県としても、改めて精いっぱい対応を望むものでございます。

最後に、現在、私の地元である東部地域の救急医療は、県内でも特に喫緊の対応が必要な状況となっております。東部地域におきましては、救急時に管内

で受け入れられないために、やむを得ず管外に搬送された患者の比率が30%と、県平均の20%を大きく上回っております。また、救急車を要請してから医療機関に収容されるまでに1時間以上を要する患者の割合が15%を超え、県内でも最も高くなっていることも東部地域の救急医療の脆弱さを裏づけるものとなっております。

このため、私は東部地域に救急医療の拠点を整備し、ここを中心として、東部地域全体の救急医療の底上げを図っていく必要があると考えているところであり、新たな地域医療再生計画に盛り込まれた大月市立中央病院の救急医療体制の整備事業に期待をしておりますが、この事業の位置づけと今後の見通しについて県の考えを伺います。

古屋福祉保健部長 東部地域の救急医療につきましては、大月市立中央病院を地域における中核的な救急医療拠点としていくことが重要でありますことから、県としては、この拠点整備を地域医療再生計画に位置づけることにより、これを支援してまいる考えであります。

同病院では、東京女子医大と関連病院協定を締結いたしまして、救急医療に携わる医師が確保できるとしていることから、施設整備とあいまった医療提供が可能と判断しているところであります。これにより、東部地域において3次救急を補完する救急医療体制が構築できるものと考えております。

なお、この事業につきましても、地域医療再生計画の対象となるかどうかにつきましては国の審査結果を待たなくてはなりません。円滑に事業を実施していけるように、さまざまな機会を通じて、国への働きかけを強めてまいりたいと考えております。以上でございます。

棚本委員

以上で私の質問を終わります。医療に関しまして、限られた時間、いろいろな質問をさせていただきましたが、知事はじめ、部長のここの場における精いっぱいの積極的な御答弁をいただいたものと認識しております。感謝申し上げます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

(学力向上対策事業費について)

堀内委員

自民党・県民クラブの堀内でございます。

それでは、早速、質問させていただきます。狭い国土、天然の資源に恵まれない日本では、人材こそが大切な資源であり、財産であります。国とは人の集まりからなるものですが、子供たち一人一人の学力が低下することは、すなわち、国力の低下、国際競争力の低下を意味します。優秀な人材を育てるため、子供たちをきちんと教育するということは、山梨の、そして、日本の将来を左右する重要な施策だと考えております。

そこで、6月補正予算概要の37ページ、学力向上対策事業費が計上されておりますが、それについて幾つか質問させていただきます。まず、平成22年度に実施した全国学力・学習状況調査の結果を踏まえてということですが、山梨県においては、小学生43位、中学生28位という結果だと聞いております。山梨県として、この結果に満足しているかそうでないかで今後の方針が決まると思っておりますが、私は大いに危機感を持って対処すべきだと考えております。

そこで、まず知事にお伺いします。今回の結果をどのように受けとめているのかお伺いします。

横内知事

委員も御指摘がありましたけれども、昨年度行われた全国学力・学習状況調査の結果によりますと、本県の場合には、中学校の国語は全国平均を上回って

いるわけでありますが、小学校の国語・算数、中学校の数学は、全国平均を下回っておりまして、本県の小中学校の学力の低迷は否めないという状況にあります。私としてもこの結果を重く受けとめまして、学力向上に向けた取り組みは喫緊の課題だと思っております。

堀内委員 同い質疑ですけれども、山梨県教育委員会はどのように思っているかお聞かせください。

瀧田教育長 御指摘の点でございますが、各教科の平均正答率は確かに全国平均を大きく下回っております。さらに、その差は前年度より広がっているという傾向にございます。教育委員会といたしましても、大きな危機感を持って、学力向上に向けて各種事業に取り組んでいく考えでございます。以上でございます。

堀内委員 学力テストの結果だけ見て、競争の過熱を心配している意見も耳にしますが、間違った平等意識に振り回されることなく、1つの客観的事象としてこの結果を真摯に受けとめ、課題を探求することが子供たちの未来のために大切なことだと考えております。

次に、児童・生徒の学力向上を図るため、市町村、学校現場との連携による授業改善を行うとのことですが、どのように連携し、どのような取り組みなのか、具体的内容を伺います。

瀧田教育長 学力調査等の結果を分析し、教科ごとに授業を改善するための授業改善プランや、昨年度までの研究指定校の研究成果や取り組みを体系的に整理して、具体的な成果事例集としてまとめました学力向上プログラムなどを活用し、市町村、学校現場と連携しながら、授業改善を図ってまいります。以上でございます。

堀内委員 事業内容として、学力向上推進協議会の設置とありますが、これはどのような人の構成で成り立つ組織で、何人ぐらいの人がかかわるのか伺います。

瀧田教育長 委員は、研究指定校の校長10名をはじめといたしまして、学識経験者、市町村教育委員会代表、PTA代表等、計24名で構成する計画でございます。以上でございます。

堀内委員 次に、学力把握調査の実施とありますが、これは山梨県として独自に行うテストのようなものと理解してもよろしいですか。この辺を伺います。

瀧田教育長 節目の学年における児童・生徒それぞれの学習の定着状況やつまずきを診断し、その結果をもとにきめ細かな指導を行うなど、早い段階から学習のつまずきを解消するために、県教育委員会が独自に問題を作成して、実施してまいります。以上でございます。

堀内委員 それは山梨県全域で実施するのですか。

瀧田教育長 県内すべての公立小学校の3年生・5年生、中学2年生を対象に実施いたします。集計分析はその中から約1割を抽出して行います。以上でございます。

堀内委員 調査したからには検証しなければ意味がない。結果の検証方法などを計画段

階からしっかりと練り、課題を抽出し、早急に改善策まで出せるようお願いしたいと思います。そのあたりの具体的な計画はありますか。

瀧田教育長 今回設置する学力向上推進協議会で結果の分析を行い、課題を明らかにした上で、授業改善プランを作成し、県内すべての小・中学校で改善のための取り組みを進めてまいります。

堀内委員 教える側の教員の意識改善と技術の底上げも重要だと思いますが、どのような計画があるのか伺います。

瀧田教育長 昨年度から始めました学力向上のための「一人一実践」の取り組みにより、教員の学力向上に対する意識はこれまで以上に高まってきております。県内のすべての小・中学校の教員が意識して授業改善に取り組んだことは、大きな成果であると考えております。教員の指導力の向上は、常に取り組んでいくべきものであり、本事業においても、授業改善プランに取り組むことにより、指導力の向上を図るとともに、県内外の講師を招聘し、県内5地区で授業力養成講座を継続的に開催していく予定であります。

堀内委員 次に、研究校を指定して、指導方法などの実践的な研究とその成果の普及を行うとありますが、どの地域の何校を研究校として、どのような研究内容と指導方法の普及を考えているか、また、研究期間はどれくらいを考えているのか、あわせて伺います。

瀧田教育長 指定校は、各教育事務所管内と甲府市教育委員会管下に、小・中学校各1校、計10校を置きます。研究内容は、新学習指導要領の趣旨を生かした、学力向上のための学習指導と評価の工夫であり、研究した指導や評価の方法の普及を図る授業研究会、家庭学習などの取り組みを協議する事例研究会等を開き、地域の教員が参加する中で、地域全体の学力向上の取り組みを進めてまいります。なお、研究期間については、事業期間は3年間ですが、指定校は、基本的に単年度指定と考えております。以上でございます。

堀内委員 2002年度から、公立学校でも土曜日を休日とする完全学校週5日制が実施されました。5日制の本来の意味は、土曜日は学校から離れた実践的な活動だと思いますが、昨今のこの不況下では、家庭における教育費の負担がますます大きくなり、塾や習い事にもなかなか簡単に通わせることができません。保護者自身も仕事に追われ、その結果、子供は家でゲームとテレビ三昧という状況も出てきています。

現状において、家庭の経済的ゆとりと子供の学力には相関関係もあると聞いております。学力偏差値の二極化が問題視されています。そこで、県では、二極化に対しての何らかの対策はあるのか。例えば放課後や土曜日の補習授業など、その辺を伺いたいと思います。

瀧田教育長 家庭の経済的ゆとりと子供の学力の相関関係を示す客観的なデータはございませんが、学力把握調査等の結果を分析し、特に正答率の低い児童・生徒には補充的な学習を、また、正答率の高い児童・生徒には発展的な学習を、放課後や長期休業日を活用して実施してまいります。以上でございます。

堀内委員 第2期チャレンジ山梨行動計画において、少人数学級編制の拡大とあります

が、もちろんこれはどんどん推し進めていただきたいと思います。例えば、学力向上施策においても実績のある秋田県や福井県などは、国語と算数、数学など主要な科目においては、少人数授業も実践して、成果を上げていると聞いております。

完全学校週5日制で授業日数が大分削減されましたが、平成23年度から新学習指導要領では学ぶ項目が大幅に増えました。本来なら、時間をかけて学力の定着を図らなければならないが、それも難しいとなると、どうしてもついていけなくなる子供が出てくる可能性が大きい。そのようになると、対策として、教える側の人数を増やし、少人数授業などで対応しなければいけないと思いますが、山梨県では少人数授業を実施しているのか、また、実施していないなら、これから実施する予定はあるのか伺います。

瀧田教育長

県ではきめ細かな指導を行うための教員加配の活用によりまして、児童・生徒の興味、関心や学習内容の定着状況、学習の進みぐあいに応じたチーム・ティーチングや習熟度別指導など、少人数による授業を必要に応じて実施しております。以上でございます。

堀内委員

第2期チャレンジ山梨行動計画においては、学校側、自治体側からの提案のみになっていますが、子供の学力向上において基盤となるのは、家庭生活や家庭学習など家庭の力だと認識しております。学校教育のみが教育ではなく、家庭と学校と地域が密に連携をとり、全員が問題意識を共有することが非常に重要だと考えていますが、どのように家庭と連携をとって学力向上に取り組んでいくのか、具体的な案はあるのかお聞きします。

瀧田教育長

全国学習状況調査の結果から、本県の児童・生徒の授業時間以外の学習時間は、全国に比べて短い傾向でございます。家庭と連携しての取り組みは大いに必要であると考えております。県では、学力向上プログラムを作成し、家庭学習等の工夫や取り組み方法を示すとともに、保護者が参加する学力向上の集いを県下5地区で開催するなど、市町村教育委員会と協力する中で、家庭と連携して学力向上に取り組んでまいります。以上でございます。

堀内委員

県としてぜひやってもらいたいのが、学力向上における家庭の役割などをわかりやすくする文書化をしていただきたいと思います。今、家庭の役割や家庭学習が大事だということは保護者もよくわかっているということですが、具体的にどうすればいいのか、また、今、自分の家庭でやっていることが子供の成長過程と合っているのかなどということとはなかなかわかりづらいし、学校ごとの対処では全県一体の取り組みとはなりません。そこで、県として、家庭学習の目安を作成し、例えば小学生の保護者向け、中学生の保護者向けの家庭学習の手引きなどを配付し、家庭学習の進め方を徹底的に推し進めていただきたいと思います。

(防災会議開催費について)

堀内委員

次に、6月補正予算概要の12ページ、大規模地震・富士山火山防災対策の強化として、幾つかお伺いたします。先の東日本大震災におきましては、1,000年に一度というマグニチュード9の地震が起き、何と死者1万5,529人、行方不明者7,098人、合わせて2万2,627人という大災害になり、亡くなられた方に心よりお悔みを申し上げます。

このような大災害になったのは、地震での建物の崩壊や、さらには想定外の

大津波によるものだと思います。被害をさらに拡大したことの要因の1つには、発生した津波の大きさ、到着時間等が的確に把握できなかったこと、また、実際の津波の大きさより小さいと間違った情報を一部住民に伝えたこと、さらには、防災無線装置などの連絡網が地震のため崩壊したり、停電などにより装置が使えず、正確な情報を速やかに伝えることができなかったことで、より大きな被害となりました。

また、原子力発電所の事故では、世界でも最大級のレベル7に指定され、いまだに収束がつかない福島第一原発。想定外の津波により電源が失われ、しかも非常電源も作動しなく、水素爆発、メルトダウンといった最悪な状況下になりました。このために避難した住民は何と約14万人にもなり、最近では放射能漏れにより、地域住民、特に子供たちの健康問題も危惧されるところであります。

私たちが住んでいるこの山梨県も、いつ起きてもおかしくない東海地震、また、富士山火山噴火などの自然災害の危険状況下にあります。そこでまず初めに、今回、大規模地震・富士山火山防災体制の全面的な見直しを行うこととし、防災会議開催費が計上されているが、当初及び補正予算の内容はどのようなものになっているかまず伺います。

田中総務部長 予算の内容についてのお尋ねでございます。当初予算では、防災関係機関で構成いたします防災会議、それから、その幹事会、地震・水防の2つの専門部会をそれぞれ1回ずつ開催するための経費を計上しているところでありますが、補正予算におきましては、東日本大震災を受けまして、県地域防災計画の全面的な見直しを行うために、県防災会議、幹事会、2つの専門部会をさらにそれぞれ1回開催するための経費を計上しているところでございます。

また、新たに富士山火山対策を検討するための専門部会を設置いたしまして、これを2回開催するための経費を計上しているところでございます。以上でございます。

堀内委員 次に、国においても、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波対策や原子力災害対策を中心に防災基本計画の見直しを進めていますが、県の防災会議では、防災体制の見直しをどのような視点で行うか伺います。

田中総務部長 防災体制見直しの視点についてのお尋ねでございます。今回の震災では、想定を超える被害の発生のほか、自治体庁舎の被災により行政機能の麻痺、孤立集落や壊滅的な集落の発生、安全であるはずの避難所の被災、ライフラインの復旧の長期化など、防災対策に生かしていかなければならない数々の教訓があるわけでございます。

このため、地域防災計画の見直しにおきましては、本県の特性を踏まえまして、孤立化が危惧される集落との通信手段の確保や、広範囲にわたる被害が想定される富士山噴火におけます広域避難体制の検討など、このたびの震災の教訓を生かしていきたいと考えております。以上でございます。

堀内委員 防災体制の見直しは速やかに行うべきものと考えていますが、そのスケジュールはどうなっているか伺います。

田中総務部長 見直しのスケジュールについてのお尋ねでございます。地域防災計画の見直しにつきましては、現在、防災会議のメンバーでございます防災関係機関から提出されました、東日本大震災の教訓を踏まえたさまざまな課題を取りまとめ

ているところでございます。今後は、学識経験者を交えました専門部会におきまして、課題の整理や見直しの方向性などを検討いたしまして、国の防災基本計画の動向も踏まえながら、年内には修正案を取りまとめていく所存でございます。

また、県庁としての防災対策を取りまとめました「やまなし防災アクションプラン」の見直しにつきましては、地域防災計画の見直しを待つことなく、9月までには見直し案の取りまとめを行いまして、来年度予算に反映していくとともに、パブリックコメント制度を活用いたしまして、県民の皆様の御意見を伺いながら、年度内に成案としていきたいと考えております。以上でございます。

堀内委員 今回の防災計画の見直しに当たりまして、東海地震の想定規模をどのようにとらえて見直し作業を進めているのか伺います。

田中総務部長 東海地震の規模の想定についてのお尋ねでございます。国の中央防災会議に設置されました専門調査会におきましては、今後の地震動の推定、それから、被害想定のある方などにつきまして、秋ごろをめどといたしまして検討結果の取りまとめをすることとしていますが、東海地震の被害想定を公表する時期につきましては、現在のところ明らかにされておられません。

このため、県の地域防災計画の見直しにおきましては、これまでの被害想定により進めることとしますが、従来の想定を超える被害の発生が起り得るということを念頭に見直しを行っていく予定でございます。なお、東海地震の想定規模の見直しにつきまして、中央防災会議での検討結果が公表された段階で、本県といたしましても所要の対応をしていきたいと考えております。以上でございます。

堀内委員 予想される東海地震が起きたときに一番怖いのが、やはり浜岡原発でございます。浜岡原発は現在、国からの要請において、すべての原子炉が運転停止していますが、防災対策の見直しに当たり、福島第一原発の事故を教訓として、原子力対策についてどのように反映していくのか伺います。

田中総務部長 原子力災害の反映方針についてのお尋ねでございます。浜岡原子力発電所でございますが、本県の県境までが70キロメートルに位置しておりますために、災害などによりまして放射性物質が万が一放出された場合には、直接的な被害に加えまして、県内への多数の避難者が流入することが見込まれるなど、過去にないような事態が想定されるわけでございます。

このため、今回の震災の教訓を踏まえまして、原子力事故が発生した際の速やかな情報収集や、住民に対します伝達の方策、また、地域ぐるみでの大規模で広域的な避難への対応などにつきまして、地域防災計画に的確に反映してまいりたいと考えております。以上でございます。

堀内委員 富士山火山噴火は、一度噴火しますと、大規模な災害が危惧されているところでございます。これまでにどのような取り組みを行ってきたのか伺います。

酒谷県土整備部長 富士山噴火による被害を軽減するため、国、県、市町村では富士山火山防災協議会を設立し、平成16年に危険区域や避難場所などを記載した火山防災マップを作成したところでございます。平成18年には、地元市町村がこの火山防災マップをもとに避難マップを個々に作成し、全戸に配布しております。

県では、平成15年度から、噴火等に関する情報を的確に把握し、かつ、迅速に係関係機関に伝達するために、国、県、市町村役場などを相互に連絡する光ファイバー網を整備するとともに、監視カメラを2カ所、また、雨量計・積雪計等の気象観測機器を設置してきたところでございます。以上です。

堀内委員

東日本大震災を教訓に、県は富士山火山部会の設置を含め、地域防災計画の見直しに着手しています。こうした中、富士山火山噴火により被害が長期間にわたり広範囲に及ぶことが危惧される火山災害、特に土石流災害対策等に対しましてはどのように取り組んでいるのか伺います。

酒谷県土整備部長

火山噴火及びこれに伴い発生する土石流や溶岩流などはいつどこで起こるのか予測が困難であります。火山噴火の被害をできる限り軽減するためには、過去の噴火現象などから影響範囲や被害を想定し、緊急対策を迅速に実施できるように準備しておくことが必要であると考えております。このため、県では、国や静岡県とともに、砂防施設の整備や応急対策に必要な資機材を備蓄するなど、緊急減災砂防計画の策定を進めているところでございます。また、火山噴火による降灰等の2次災害として、河川に著しく降灰した場合には、長期間にわたり土石流が発生するおそれが高くなりますので、必要に応じ対策を講じてまいる所存であります。以上であります。

堀内委員

富士山火山防災協議会では、両県にまたがる富士山の国の監視機関が、静岡県側では中部地方整備局、山梨県側が関東地方整備局と定めています。また、静岡県側では、中部地方整備局の出先機関である富士砂防事務所が富士市に配置され、さらにその出張所として、富士宮砂防出張所、また、由比出張所において絶えず防災監視活動を行っております。それに比べ、山梨県側におきましては、関東地方整備局の出先機関は、富士川砂防事務所あるいは甲府河川国道事務所で、この中には富士山火山防災の監視部署はなく、また、富士山の防災への監視出張所もありません。

これでは、国の施策として、山梨県側の富士山火山防災が明らかに手薄に見られます。確かにこの協議会に参加している両県の人口が、静岡県側が約5万4,800人、山梨県側が約8万4,500人です。たとえ人口が多くても、人の命の重さには差がありません。しっかりと静岡県側のような、国直轄事業として防災監視体制の要請をぜひ行っていただけるように県のほうから要請していただきたいと思っております。これは答弁は結構です。

（富士・東部地域歯科救急拠点整備事業費について）

堀内委員

次に、6月補正予算の31ページ、富士・東部地域歯科救急拠点整備事業費について幾つか伺います。歯や口は生活をする上で大切な器官であり、日々の生活を豊かにする大切な場所であります。15歳以上を対象者とした山梨県民栄養調査によりますと、歯科診療を受けたと回答した人は1年間で約3割、また、乳幼児の各年齢においては、山梨県は全国に比べ、虫歯の割合が高い状況との結果が出ました。

乳幼児・学童期については、かむことが特に大切な時期であることから虫歯対策が重要であり、成人期においては、歯の喪失の主な原因である歯周病の予防対策が重要とされています。こうした中、国と県では、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことにより、健康なそしゃく能力を維持し、すこやかに楽しく生活しようという、8020運動を推進し、歯科保健意識を高めています。

富士・東部地域におきましては、歯の治療に行きたくても、仕事があり、休日しか行けない人、また、夜間急に歯が痛んでも診てもらえない人、特に障害児を対象とした一般歯科診療については、あけぼの医療福祉センターか、山梨口腔保健センターによる診療で、当地から通うのは非常に不便であること、このような中におきまして、県当局のはからいにて、富士・東部地域に歯科救急医療体制の整備を図る検討委員会を立ち上げることに對し、感謝申し上げるところであります。

まだこれからのことで答弁できないものも幾つかあるかと思いますが、答えられる範囲で結構ですので、幾つか伺います。また、スケジュールにつきましても、先ほど棚本委員がお聞きしましたので、私はそれ以外のことを聞きます。まず初めに、運営主体となるのは県歯科医師会になるのかお尋ねします。

古屋福祉保健部長 富士・東部地域の歯科救急拠点の運営主体につきましては、現在、県歯科医師会に運営を委託しております、甲府市内の口腔保健センターの例も参考にしながら、今後、整備検討委員会で検討してまいりたいと考えております。以上です。

堀内委員 診療は、一般歯科が休みとなる日曜日、祝日の診療となるのか、また夜間はどうかお伺いします。

古屋福祉保健部長 現在、山梨口腔保健センターにおきましては、歯科救急診療は毎週日曜日、祝日及び年末年始の午前10時から午後5時までとなっております、夜間の歯科救急は在宅当番医制による対応となっております。富士・東部地域においても、このような運営方法を参考にしながら、整備検討委員会において検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

堀内委員 障害者の診療はどうなりますか。

古屋福祉保健部長 山梨口腔保健センターにおきましては、障害者の診療につきましては、毎週火曜日と木曜日の午後心身障害児者の歯科診療、また、第2・第3・第4木曜日に、食べ物の取り込みや飲み下しがうまくできない方を対象とする相談・指導業務などを行っております。富士・東部地域の拠点ですが、同様の機能を担うべきかどうかにつきまして、地域の医療ニーズなどを考慮しつつ、整備検討委員会において検討してまいりたいと考えております。

堀内委員 歯科救急拠点の規模、開設日数、予定患者数などを伺います。

古屋福祉保健部長 昨年度の山梨口腔保健センターの利用実績をもとに富士・東部地域の利用者数を試算してみますと、年間300人程度となりますが、交通アクセスなどの利便性が高まることによりまして、利用者数が増加することも見込まれます。施設や開設日数につきましては、拠点施設が担うべく機能や想定される利用者数などを踏まえまして、整備検討委員会において検討してまいりたいと考えております。

堀内委員 ありがとうございます。1点だけお願いをしたいと思います。医師確保の問題もありますが、当地区におきましては、2008年に開設しました富士・東部小児初期救急医療センターの場所選定で、富士吉田市と都留市が誘致合戦を行った経緯があるわけですが、どうかこの歯科救急医療につきましては、使

用者の目線、また、富士・東部全地域の利便性を考えた上での場所設定をぜひよろしくお願いいたします。

（やまなし農業ルネサンス総合支事業費補助金について）

堀内委員

次に、18ページの「元気産業創出」チャレンジ 5. 未来の農業を担う担い手の確保と高収益な農業の実現 やまなし農業ルネサンス総合支援事業費補助金について幾つか伺います。まず初めに、直売所の現状と機能強化、支援について、概要書の18ページのやまなし農業ルネサンス総合支事業費補助金が増額されています。この事業はやまなし農業ルネサンス大綱の目標である、担い手が育つ、高収益な農業の実現を図るため、直売所などの施設整備などに助成する事業と認識しています。特に農産物直売所は、専業農家が多い農業地帯はもとより、兼業農家の多い地域や過疎化が進んでいる中山間地域など、さまざまな地域の農家の所得向上と地域の活性化につながる取り組みの拠点となるなど、高齢化や担い手不足などで苦しんでいる地域農家の救世主的な存在でもあります。直売所を核とした地域農業の振興を図ることに期待し、新たに取り組みを検討している地域も多いと聞いています。

ついては、現状の直売所の設置数と販売状況は怎么样了のか、また、今後さらに直売所の販売額を増やすため、やまなし農業ルネサンス総合支援事業で機能強化などに向けてどのような支援をしていくのか伺います。

松村農政部長

ただいまの御質問にお答えします。直売所につきましては、最近取りまとめた平成22年度の調査結果によりますと、設置件数は125カ所、販売額は48億5,000万円余となっております、この4年間で設置数は15%の増、販売額は35%の増となっております。

この直売所の活性化につきましては、品ぞろえの充実が今、最も重要だと考えております。このため、御質問の事業を活用して、陳列棚・冷蔵ケースの整備やPOSシステムの導入など、機能強化に向けた支援を積極的に進めているところでございます。また、直売所のさらなる発展には、この地域ならではの農産加工品の開発も重要と考えております。このため、本年度、東京農業大学名誉教授である小泉武夫先生の協力をいただき、特徴ある加工品開発などにも取り組んでいるところでございます。以上であります。

堀内委員

最後になります。次に、直売所などの実践グループの育成について伺います。関連する補助事業により、農家の収益を上げるため、生産物を加工したり、直接販売するなど、いわゆる6次産業化の取り組みを支援することも重要ですが、こうした取り組みを実際に行うグループの育成もあわせて推進する必要があると考えております。そこで、県として、今後、実践グループの育成などをどのように推進していくのか伺います。

松村農政部長

ただいまの質問にお答えします。県におきましても、農業者が行う農産物の直売や加工品の開発・販売など、普及センターが技術指導とあわせて、実践グループの育成に努めてまいりました。また、県では、山梨県農業6次産業化推進プロジェクト会議を先般設置するとともに、各農務事務所に、相談窓口や地域の取り組みを指導・支援する現地指導班を編成したところでございます。今後はこの現地指導班を中心に、関係機関などの協力を得ながら、6次産業化の推進母体となる組織の育成やその活動を積極的に指導、支援していきたいと考えております。以上であります。

堀内委員 今、山梨県は農業の問題が一番重要視されているわけでございますけれども、今の部長の答弁のように、その辺を一生懸命取り組んでいただきたいと思います。私の質問は以上で終わります。

（ 休 憩 ）

（新しい公共支援基金事業費について）

仁ノ平委員 午後は明全会で始まります。トップバッター、仁ノ平尚子です。よろしくお願い致します。

まず初めに、予算概要41ページ、新しい公共支援基金事業費についてお伺いいたします。私が今回この事業費に注目いたしましたのは、この6,600万円余という金額の多さにびっくりいたしました。これまで市民活動の支援とかNPO支援のさまざまな事業が行われてきましたが、こんな大きなお金が提案されるのは初めてのように思います。もちろんこれまでと事業の中身も違うんですが、2年にわたって1億3,000万円を超える基金だということで少々驚いて、これは一体何だろうかということで質問をさせていただきます。

まず初めに、事業の名前にもなっている「新しい公共」とは何でしょうか。今、私たちが見ているのは、経験しているのは、「古い公共」なんでしょうか。「新しい公共」とは何かまず伺います。

丹澤企画県民部長 御質問にお答えいたします。「新しい公共」と申しますのは、県民、NPO、企業などが、まちづくりとか福祉、教育などの身近な分野で、公共的サービスの積極的な提供主体となりまして、行政とともに共助の精神で地域課題の解決などに取り組む活動のことを称しております。

仁ノ平委員 なかなか新しい考え方であり、言葉で聞いてもなかなか理解できないのですが、質問を続ける中で私も理解していきたいと思えます。

今回のこの事業費では、モデル事業ということが提案されていたり、あるいは、専門家を派遣してのNPOなどの市民団体へのいろいろな指導というんですかね、ノウハウの提供などが予定されているようですが、私が、これまで県が何か募集をして、選定をするということがあったときに一番気になっているのは、その選定基準についてであります。

これまで県がいろいろな募集をして、選定をしたときに、そこから漏れて、選定されない方もあるわけです。そうすると、私のところにも、「何で私たちは選定されなかったの？」という疑問や、あるいは、もっと言えば、不信とか怒りのようなもので御相談を受けることがあります。今回たくさんの方々の事業の中で選定をするという作業があるようですが、この選定基準の透明性が求められるし、選定されなかった方にもそのことを理解していただくためにも、選定基準の透明性、説明責任が大変大事だと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

丹澤企画県民部長 この事業の中で、モデル事業に対する助成、それから、団体の強化と大きく分けて2つあるわけですが、モデル事業の選定のほうは、公平、中立な外部の専門家で構成します運営委員会を組織して行います。審査に当たりましては、地域貢献性、協働の必要性、独自性、先進性といった8つの審査基準を設定いたしまして、厳正に選定の上、議事録を公表するというところで、透明性、公平性等の確保に留意をしております。

仁ノ平委員 ぜひ事業の広報とともに、選定に当たっては、選定基準もPRされることを

重ねて要望しておきたいと思います。

次に、この事業の中に、NPOなどの市民団体が寄附を一般の方々からしていただく、お金を集める、そのノウハウを勉強していただく、そのノウハウを伝えていくということが、寄附支援募集事業として提案されています。これはどのようなものでしょうか。

丹澤企画県民部長 新しい公共の促進のためには、自立して活動できる受け入れ基盤、それがしっかりしたNPOの育成が欠かせません。その有力な手段が寄附募集能力の強化でございます。寄附募集のノウハウを学ぶセミナーとか、寄附が受けやすくなる認定NPO法人——これは先月、NPO法が改正されて、認定NPO法という、税法上の優遇措置を受けるNPO法人ですけれども、そのハードルが随分低くなりまして、これに挑戦しやすくなったという事情がございます。その認定NPO法人の資格取得のためのセミナーなどを開催してまいります予定でございます。

仁ノ平委員 私はこれまで、日本のNPOや市民活動の困難の1つは、お金がないこと、財源がないことに起因するとずっと思っていました。政務調査で、何年か前に韓国の女性団体を訪問させていただいたことがあります。そのときは、その女性団体などは、DVの被害者の支援や加害者の教育を行っていたんですが、それは見事に寄附を集めている姿にびっくりしたことを覚えています。そして、政治家の奥様たちが、「自分は大した活動はできないけど、これ、使ってよ」と寄附をしているんですね。その韓国の寄附文化にびっくりしましたが、1つにはキリスト教がバックにあるとのことでした。

また、イスラム教国でも寄附は大変盛んに行われていると聞くところですが、これまで日本で市民活動などが財源に困ったのは、そうした土壌がなかったからかなとも思います。そうした意味で、これから市民活動が活発になるために、ぜひこの寄附支援募集事業については力を入れていただきたいと。日本の国を変えるものだと思います。東日本大震災も1つのきっかけかなと思っています。

次に行きますが、この事業のために、既に市町村などの行政、あるいはそもそもそのNPOなどの市民団体に説明は始まっていると聞いているんですが、そういう方たちへの説明とともに、私は広く県民一般へこのことを知らせていただくことが大変重要だと思っています。県民一般といいましても、明日にはNPOの活動の担い手になるかもしれない。あるいは、新しい公共のサービスの受け手ともなるでしょう。そうした意味で、県民すべてが当事者であると思えます。そうした広い意味での広報、周知について、その方策を伺います。

丹澤企画県民部長 委員御指摘のとおり、新しい公共を促進するためには、当然のことながら、県民の皆さん、それから、市町村、NPOなど、すべての関係者の理解、協力が必要でございます。

そこで、これまでは事業準備のためということで、市町村、NPOと本事業における支援先関係者を対象にした事業説明会を、昨年12月、本年2月、先月と3回にわたり開催してまいりました。今後は、具体的な支援事業の案内等が多くの方の目につきやすいようにということで、できる限り、新聞、テレビなどのマスメディア、さらに、ホームページ等さまざまな手段によりまして、県民の皆さんに広報、周知を図ってまいりたいと考えております。

仁ノ平委員 ぜひお願いいたします。私は、例えば男女共同参画が県民に浸透したかなとか、今回のこのことも県民に伝わったかなと思うときに、ちょっと言い方は変

なのですが、「私の隣に住んでいるあのおばさんに伝わっているかな」というのを時々考えます。ごく普通の、私の近所のおばさん、おじさんに伝わるようなそんな努力を望むところです。

次に行きます。気になるのが、この基金が2年間であるということです。大変な、公共を変えるもの、社会を変えるものであると思いますし、とても2年で目的が達せられるようにも思わないんですね。ところが、多分、国は全国で約八十六、七億円の補助金を全国に使っていると聞きます。そのうち、本県が本年度6,600万円、来年度までで1億3,500万円ですか、二度とこういうお金はこういう使い方はしないでしょうし、でも、2年で完結することとも思えない。この2年後以降の支援について大変気になるところです。もちろんお考えはあるでしょうが、いろいろな支援の可能性を手探りしつつ、模索しつつの2年間であってほしいと願います。2年後以降の支援について伺います。

丹澤企画県民部長 県内のNPOの多くは組織基盤が脆弱であるということでありまして、この2年間で集中的に足腰の強いNPOを育成するということを考えております。個別・具体的にNPOを支援すると同時に、モデル事業によりまして、県内に協働の場を提供するというところでございます。

本基金の事業の終了後につきましては、本事業の効果の状況などを見ながら、県内NPO等の支援組織であります県ボランティア協会に県も補助をして委託事業をしてもらっているわけですが、そこの事業の見直しを行いまして、NPO等への支援を2年過ぎた後にも継続、発展させたいと考えております。

仁ノ平委員 ぜひ息の長い活動を、そうしなければつくり上げられないぞとっております。

次に行きますが、将来の展望についてということ伺いたいと思います。この場合の将来の展望というのは、NPOなどの市民活動のあるべき姿、望まじき姿の将来展望であります。どのようなものを目標としているのか、どのような目標を掲げてこの事業を進めているのかということ伺いたいです。

私は現在の本県の、日本全体と言ってもいいでしょうか、NPOなどの市民活動の1つの問題点として、これまで行政に依存的であったこと、全部ではないですが、行政の下請のようなことを長く担ってきたこと、そのような経過により、主体性をなかなか持ちにくかったこと、自立的でないこと、その辺に問題点があるかと思っております。

もう1つは、活動の担い手に偏りがあることです。特に若い人の参加を促し、老若男女すべてによって担われる市民活動、NPO活動であってほしいと願いますが、将来のNPOのあるべき姿について展望をお聞かせください。

丹澤企画県民部長 委員御指摘のとおり、NPOなどによる市民活動は本来、自主的、自立的に行われるべきものでありますし、当然そういうものでございます。行政との協働に当たりまして、その主体性は当然に尊重されるべきものであります。今後ともそれを念頭に協働の作業を進めていく考えであります。

それから、これまでのNPOと行政との協働事業は組織体制が充実した一部の有力なNPOが相手となる場合が非常に多かったわけでございますけれども、本事業におきましては、これら一部の有力NPOの次に続くNPOの組織体制等の強化、レベルアップに主眼を置いております。本事業を通じまして、さまざまな課題解決のために行政等と協働しようという意欲と能力のあるNPOが育っていくこと、これを先輩のNPOが指導・育成していくという持続

的、発展的な仕組みを創出していきたいと考えております。

仁ノ平委員

御答弁のとおり、本県の市民活動、NPOを考えると、悪いことじゃないですけども、担い手がいつも、名前が固定的ですね。世代的にも、次の方々に受け継がれていくものだし、私の希望を言えば、全国組織のブランチとしての山梨ではなくて、本県の内発的な必要から発した市民活動がこれからはあるといいなと願っているところ、そして、若い人たちが育つといいなと願っております。

さて、次の質問に行くんですが、この事業については、根強い懸念とか批判もまた表明されているところでもあります。御承知のことと思いますが、主に、この考え方がサッチャー首相当時のイギリスに端を発するものではないか、ニューパブリックマネジメントの流れにあって、厳しい財政状況の中で行政が自分たちの責任を手放して、市民にさせるのではないかという方面からの批判も根強く、一面、私もそういう流れの中に位置づく事業でもあろうかと思えます。

そういう現実はあるかと思うんですが、また一面、部長が最初の私の質問に答えてくださったように、これは新しい社会を切り開くよき面もまた内包するものであると私は思います。そして、ぜひよき面に光を当てて、果物の果実がたわわに実るように、豊かなNPO、市民活動が行われる山梨になるといいと私は思っています。

でも一方で、そうした批判、懸念があることも事実です。それらを踏まえつつ、それをどう乗り越えて、新しい公共をつくっていくのか、決意のようなものにもなるんでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

丹澤企画県民部長 委員御指摘のような懸念とか批判が存在するという事は承知をいたしております。ただ、本県の目指す新しい公共というのは、行政、NPO、企業等が、それぞれ得意とする活動を協働して行う、そのことによりまして、さらにきめ細かく、的確なサービスの提供が可能になるという考え方でありまして、このような視点から、1つでも多くの協働事業を掘り起こしまして、その成果等を広く県民の皆さんに周知、広報することによりまして、この制度の趣旨の理解が深まりますよう努力してまいりたいと考えております。

仁ノ平委員

そのような懸念、批判も我々県民も踏まえた上で、この事業を進めていく、よきものを花開かせていく、そうした覚悟というか、考えを県民も持つ必要があると私は思っています。

この事業費について最後の質問になりますが、私は、この事業は必ずしも県民、NPO、市民活動、ボランティア、そういう方々だけにレベルアップを促すものではあってはいけないと思っております。山梨県の職員も、あるいは県庁もこれは変わらなくては推進できるものではないと思っております。

一例を挙げますと、変化の兆しはあるんですが、県立だけではなく、市町村の図書館を例に出しますと、図書館にはかなりボランティアさんが古くから入ってらっしゃいます。そういう方たちに、本を書棚に返すだけをやっているよ、あるいは本の修理をしないよという形で、ボランティアの方をルーチンワークに使ってきたという歴史があります。

でも、ここで提案されていることは、それではいけないと思うんですね。行政と、成長したNPO、市民、ボランティアが協働、同じ立場で成長していく。そうした場合に、そういうルーチンワークを、言葉は悪いですけども、「暇なおばさんたちはそういうことをやっていたらいいのよ」という意識で職員もいたのではいけないということです。

ということは、県庁も変わらなければいけない。協働というのは言葉で言うのはたやすいですが、それをつくっていくのは、そうした図書館ボランティアさんの人にどう図書館に協力していただくのかという話し合いを重ねなくてはならない。そうした意味で、こういうことをしていればいいのよという時代は終わりです。そうした意味において、職員の研修、そして、県庁も変わることが必要だと私は考えますが、お考えを伺います。

横内知事

今回の東日本大震災を見ておりましても、被災者支援に非常に多種多様なボランティア活動が国民の間から自然発生的に起こってきているのを見ましても、国民意識として、新しい公共というような、社会、公共の分野に積極的に貢献したいという思いが非常に強まっているということは感ずるわけでありまして。そういう意味で、こういう社会、公共、新しい公共というような分野を広めていこうという施策は意義のあることだと思っております。

その際には、委員のおっしゃったように、県庁のサイドもそういう心構えでいなければいけないわけでありまして、おっしゃるように、ただ自分の仕事を委託するとかそういうことではなくて、県民と一緒に公共の問題を議論し、そして、解決していく、そして、県民と同じ目線に立って、行政を進めていくと、そういう住民本位の行政といえましょうか、そういう意識を持って進めていかなければいけないと思っております。

仁ノ平委員

先ほど申し忘れましたが、県庁も新しい公共の一団体に位置づくわけですね。新しい公共の担い手として、県庁もまた変わっていく、我々も変わっていく、そのような時代に入るかと思えます。ありがとうございました。

（災害時透析治療体制整備事業費について）

仁ノ平委員

次の質問に行きます。2番目の災害時透析治療体制整備事業費についてお問い合わせいたします。予算概要14ページであります。まず、事業内容についてお問い合わせいたします。

古屋福祉保健部長

大規模災害等の発生の際に透析治療体制を確保する上で、まずは透析医療を提供する医療機関が連携しまして、患者の受け入れとか、人的・物的資源を支援し、また、融通する体制を整備することが大変重要だと考えております。このために、透析医療を行っております医療機関が県下に32ございますが、こうした医療機関すべてに衛星携帯電話を配備いたしまして、災害時における音声通信ネットワークを構築しようとするものであります。衛星携帯電話につきましては、御承知のとおり、通信が集中しても、電話が通じにくくなるということはなく、天候の影響も受けにくいことなどから、災害時に安定した通信手段として活用できるものと考えております。

仁ノ平委員

私は災害時の透析患者さんの治療体制の構築は大変重要だと考えております。平成18年2月議会でこのことについて本会議で質問をさせていただきました。それは阪神大震災のときに、透析患者さんが、治療を受ける病院が被災を受けたことなどにより、次々と亡くなっていたという現実を学んだからです。週に2度あるいは3度透析治療を受けている患者さんにとって、治療が受けられないことは、即、命を落とすこととなります。そのことから本会議で質問させていただきましたが、このように今回だけでなく、だんだんに充実してきたことを大変喜んでおります。

そこで伺うのですが、今回のこの事業により、透析治療体制の一体何合目ま

で整ったんでしょうか。どのレベルまで整ったのか、抜けていることはないのか、それを伺います。

古屋福祉保健部長 災害時の透析医療の確保につきましては、阪神淡路大震災を受けまして、県におきまして、大規模災害時医療救護マニュアルを策定したのは御承知のとおりかと思えます。そこで、浄水、純水、つまり、水とか透析液の確保、それから、後方医療機関への搬送体制の整備、そして、電力、今回、自家発電が話題になっておりますけれども、そういった電力の確保等についてマニュアルに定め、医療機関、消防機関、それから、医薬品卸協同組合、患者団体等が連携して、透析医療の確保に当たるということを定めたところであります。

今回の災害時の透析治療体制整備事業につきましては、衛星携帯電話を介して医療機関のネットワークを構築する。災害時においても支障なく透析医療が受けられる体制を整備するというものでございます。こうした取り組みにより、平時においても、災害時におきましても、安心して治療が受けられる体制が確保されるものと考えております。

仁ノ平委員 伺いたかったのは、これで万全なのか、例えば体制のパズルを考えるとすると、はまっていないパズルはないのかということ伺いたかったんです。

古屋福祉保健部長 各機関の連携体制等々につきましては、これで大分整うのかなと思えます。ただ、1つ問題なのは、今後、個々の患者さんお一人お一人にどこまできめ細やかなケアといたしますか、医療を提供できるのかというところが今後の課題かなと考えております。

仁ノ平委員 ハード面で整って、ソフトでいろいろ……。実は残念ながら、透析患者さんは突然亡くなる方もあるんですね。高齢化の中で、透析患者さんの多くは糖尿病から透析が必要になってきますので、新しい患者さんも今後、減ることはありません。そうした意味で、常に体制は更新される必要があると思っています。そして、阪神大震災のことを考えれば、急ぐべきだと思っています。今後とも拡充、整備をよろしくお願いします。

お後が控えていますので、バトンタッチします。終わります。

(住宅用太陽光発電設備費補助金について)

大柴委員 明全会の大柴です。県議会議員として初めての議会において、予算特別委員会で質問させていただく大役を務めさせていただき、多少緊張しております。ふなれなことから多少失礼があるかと思いますが、一生懸命務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

日照時間日本一を誇っています旧明野村の出身ですので、まず太陽光発電関係について何点か伺います。予算概要12ページ、住宅用太陽光発電設備費補助金です。東日本大震災に端を発する福島第一原子力発電所の事故の影響により、現在全国の定期点検中の原子力発電所が稼働を再開できず、電力供給不足が、この夏のみならず、今後においても、国民生活及び経済活動に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

国はこれに対応するために、太陽光など再生可能エネルギーの導入に向け、エネルギー基本計画を抜本的に見直すことを表明しております。菅首相は、フランスで行われたドービルサミットにおいて、2020年代の早期に自然エネルギーの総電力に占める割合を20%まで高めるとともに、太陽光パネルを1,000万戸の屋根に設置すると発信しております。また、太陽光発電等で生じ

た電力の全量固定買い取りを目指す再生可能エネルギー法案は、今や現政権の帰趨を握る重要法案として注目されています。

都道府県レベルにおきましても、個人住宅を対象にした太陽光発電設備の設置費用に対する助成については36県が実施しておりましたが、震災を受け、予算の増額など、山梨県を含む16県が制度を拡充したと聞いております。本県は当初の補助金額を4,680万円から、今議会において2,700万円さらに増額するとのこととあります。震災後の計画停電などにより、太陽光発電に対する県民の関心が高まっていることに対応したものと理解しております。

まず、この住宅用太陽光発電設備設置費補助金の現在の申請状況は、昨年と比べてどのような状況なのかお伺いたします。

中楯森林環境部長 個人住宅への太陽光発電の設置についての状況でございます。本年度のこれまでの受け付け件数でございますが、6月末現在、429件でございます。昨年の同時期でございますが、198件。したがって、申請のペースは、今の時期で比較いたしますと、約2倍という状況でございます。

大柴委員

ありがとうございました。2倍ということですね。

次に、知事は21日の定例県議会において、当会派明全会、山下議員の一般質問を受け、民間活力を導入した新たなメガソーラー発電所の誘致について検討すると表明され、また、本県の特徴を生かしたクリーンエネルギーの導入を進めると答弁されました。

知事は、初当選以来、暮らしやすさ日本一の県づくりを掲げ、産業の活性化が山梨の発展のためには何より重要であると説明されてきました。このため、県では、機械電子産業と健康関連産業を集積業種として指定し、企業誘致に努めてきましたが、平成20年秋から始まった世界同時不況、そして、今回の東日本大震災の影響により、国内経済は極めて不透明であり、本県においても、企業誘致をはじめ、産業の活性化策は思うに任せない状況が続いております。

本年3月に策定した、山梨県産業振興ビジョンを見ますと、本県の地域特性や産業のポテンシャルを勘案し、今後成長が期待されるクリーンエネルギー関連産業を掲げております。本県は、総電力消費量の約4分の1を水力発電で賄い、残りのほとんどは新潟の柏崎刈羽原子力発電所から送られてくる電力に依存しております。今回の電力危機は、原子力発電等、沿岸部の大規模集中電源に依存してきた内陸県のリスクを思い知らされ、また、各都道府県がそれぞれの地域特性を生かした分散型の電源を確保する必要性を痛感したところです。

言うまでもなく、本県は全国トップレベルの日照時間を誇っています。メガソーラー発電所の誘致は、まさに本県の地域特性を生かし、現在の日本が置かれたエネルギー状況に、この山梨だからこそ貢献できる施策であります。しかも、メガソーラー発電所も企業誘致の1つとしてカウントされるものです。そこで、今後、具体的にどのようにメガソーラー発電所の誘致を進めていかれるのか御所見を伺います。

横内知事

本県は自然エネルギー資源が大変豊富でありますので、これを積極的に活用して、クリーンエネルギーを振興していくこと、そして、できるだけエネルギーの地産地消を実現していくということは、温暖化対策とか、あるいは原子力発電への過度の依存とかそういうことだけではなくて、本県の経済の活性化ということからも大事なことだと思っております。

今、国において再生可能エネルギー特別措置法案が国会にかかって、再生可能エネルギーの全量買い取り制度も実現の見通しが立ちつつある中でありま

す。そういう中で、とりわけ太陽光発電につきましては、県内へのメガソーラー発電施設の立地について、民間企業の関心が高まっているところでございます。このため、市町村とも連携いたしまして、一定の面積が確保できる、それから、高圧線に近いというような要件に合致するメガソーラー発電所としての適地を選定した上で、民間企業の誘致を具体的に検討していきたいと考えております。

大柴委員

ありがとうございます。先ほど言ったメガソーラーの適地と言われますと、山梨でもやっぱり北杜市が最適かと思われまので、ぜひまた御検討をお願いします。

本年度の住宅用太陽光発電設備設置費補助金により、単純計算で738世帯が採択され、1軒当たり4キロワットとして、約3,000キロワットの電力が発電されることになると伺っております。一方、メガソーラー発電所は、仮に米倉山の半分の規模の5,000キロワットの発電所を1つ誘致すると、1,700世帯分の使用電力が確保されると考えられます。

本来、県単補助金の役割は、先進的、先導的な案件、あるいはトライアル的、モデル的な案件に対して助成するものではないでしょうか。先ほどの住宅用太陽光発電設備設置費補助金の申請実績をかんがみますと、住宅用太陽光発電設備の有用性や必要性はもう多くの県民に理解され、また、昨年度末で既に全国6位の普及率を達しているところから、太陽光発電設備の家庭への普及促進を目的とする住宅用太陽光発電設備設置費補助金は、施策目的を果たしつつあるのではないかと考えます。私は今後、住宅用太陽光発電設備設置費補助金は、トライアル的、モデル的な制度として見直すべきと考えますが、御所見を伺います。

中楯森林環境部長 個人住宅への助成制度の利用者でございますけれども、21年度にスタートいたしました、この年が357件、それから、22年度が624件、委員から先ほど御指摘がありましたように、23年度は、予算ベースでいきますと、738件という状況でございます、年々増加をしております。こうしたことで、個人住宅への太陽光発電の普及の促進には大きく寄与しているものであると認識しているところであります。

そうした一方で、やはり本格的な普及ということになりますと、先ほど知事から答弁申し上げましたように、電力買い取り制度の中長期的な施行のような制度改正、あるいは企業の技術革新、例えばコストが半分になるとか、発電効率が倍になるとか、こういった技術革新の向上が欠かせないものであるということは認識をいたしております。今後、こうした動きや国の助成制度などをとらえながら、個人住宅への県単補助制度の見直しを適宜行っていく考えでございます。

大柴委員

ありがとうございます。ソーラー発電、イコール山梨と言われるような、画期的な取り組みをお願いいたします。

(土地取引規制基礎調査費について)

大柴委員

次に、先日JR東海より、リニア中央新幹線の間駅候補地として、中央市とその周辺地域を含む5キロメートルのエリアと発表されました。また、先週の報道によりますと、県と4市町村により、駅位置の絞り込みを進める方針を固めたとのこととあります。

そこで心配になりますのは、リニア駅周辺における地価の高騰であります。

したがいまして、予算概要27ページにあります、土地取引規制基礎調査費について何点か伺います。県では毎年、地価調査を実施し、地価の動向を把握していますが、今回の6月補正で計上している地価動向調査とはどのような調査なのか、例年の地価調査との関連についてお聞かせください。

丹澤企画県民部長 毎年県で行っております地価調査は県内の約290の基準地につきまして、7月1日を基準日として年1回実施をして、地価の状況を把握、公表しているというものでございます。今回の地価動向調査につきましては、リニア新駅予定地周辺の地域につきまして地価の状況をモニタリングしておきまして、投機的な土地取引による地価高騰が把握できた場合には、土地取引を規制するべきか否かとその判断材料を得るためという目的で四半期ごとに実施しようとするものでございます。

大柴委員 わかりました。JR東海から、リニア中央新幹線の中央駅の候補地の発表があった直後の6月補正予算への計上であります。こうした調査は、今回のような候補地の発表の後に行っておくべきと考えていますが、調査開始時期には適切であったと判断していいのですか。また、この時点での調査実施を適切な時期であると判断する理由をあわせてお聞かせ願います。

丹澤企画県民部長 毎年7月1日を基準日として地価調査を実施して、県内の地価動向を把握しているということをおっしゃるけれども、このほどのリニアの新駅予定地の発表に伴いまして、周辺地域について四半期ごとの状況を調査するというところでございます。リニアの新駅予定地が直径5キロの円の範囲で示されたという段階ではございますけれども、投機的な土地取引の増大によりまして地価の異常な高騰を速やかに把握できるようにするため、今回、6月補正予算に計上したところでございます。

大柴委員 わかりました。私の個人的な考えとしましては、ちょっと遅いような感じもいたします。

次に、過去から在来新幹線の整備などさまざまなプロジェクトが実施されてきましたが、そのときに土地取引規制は行われたのでしょうか、お伺いします。

丹澤企画県民部長 大規模開発プロジェクトが予定されている地域におきましては、地価上昇の可能性が高いということもございまして、現在も地価動向調査を実施している地域があるということは承知いたしております。しかし、いわゆるバブルがはじけたバブル期以降、新幹線などの交通網の整備等を含めまして、国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置は講じられておりません。

大柴委員 今御答弁いただいたように、過去に例があるような、ないようなということだと思います。当県でも、今後の調査結果次第では、国土利用計画法に基づく土地取引規制を行うことも想定されますが、どのような土地取引規制を考えているのか教えていただけますでしょうか。

丹澤企画県民部長 国土利用計画法に基づく土地取引の規制制度は事後届出制、事前届出制、許可制の3種類がございます。現在は、事後届出制ということもでございます。投機的な土地取引によりまして、適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域があるときには、事前届出制である監視区域の指定の検討をしてみたいと考えております。

大柴委員

わかりました。ありがとうございます。リニア中央新幹線は、東京・名古屋間、東京・大阪間といった大都市間を短時間で結ぶという点で時代の活気となり得る交通だと考えています。国内では新幹線の例はあるものの、未知数の部分もあるでしょうから、難しい面もあると思いますけれども、投機的土地取引などが今後のまちづくりの支障にならないよう、十分な対策を早期に練ることをお願いします。

（避難所用資機材備蓄整備事業費について）

大柴委員

次に、予算概要11ページです。避難所用資機材備蓄整備事業費について伺います。東日本大震災においても、避難所等への生活必需物資の調達などが円滑に行われなかった面があり、被害者の方々は非常に厳しい避難生活を余儀なくされたと聞いています。

本県は山岳県であるゆえに、風水害による災害においても集落が孤立するおそれがあり、ましてや大規模災害時には多数の孤立集落の発生が予想されることから、これらの災害に備えて、日ごろより避難所に対する生活必需物資の備蓄の充実に努める必要があります。

そこで、今回予算を計上している避難所用資機材備蓄整備事業の内容はどのようなものとなっているのかまずお伺いいたします。

田中総務部長

予算の内容についてのお尋ねでございます。今回の震災におきまして、消防庁や全国知事会からの要請によりまして、宮城県に毛布2,440枚、簡易トイレ32基、要援護者用トイレ8基等を、また、茨城県に毛布2,000枚、ブルーシート1,200枚を県の備蓄から被災地に提供したものでございます。今回の補正予算は、提供した資機材等の補充を行うものでございます。

大柴委員

わかりました。ありがとうございます。

次に、基本的には避難所運営は市町村が担うことが原則であると考えますが、県としての生活必需物資の備蓄はどのような考えに基づいて行われているのかお伺いいたします。

田中総務部長

備蓄の考え方についてのお尋ねでございます。大規模災害時におきましては、応急復旧までの間の生活を維持するためには、まずは自分の身は自分で守っていただくということを基本といたしまして、県民みずから日ごろから備蓄していただくということが重要でございますので、県としては、ホームページなどによりまして、県民意識の高揚に努めているところでございます。

市町村におきましては、避難所を運営するための水、食料、生活物資を備蓄するとともに、飲料水などの生活必需物資を確保するための耐震性の貯水槽や備蓄倉庫の整備を行っておりまして、県として、この整備に対しては助成を行っているところでございます。

さらに県といたしましては、市町村の備蓄を補完するために、毛布、ブルーシート、簡易トイレなどの備蓄の充実に努めるとともに、大手スーパーなどと協定を締結しておりまして、生活必需物資の確保に努めているところでございます。

大柴委員

わかりました。市町村との区分けも必要かと思われまますので、その辺をしっかりと区分けをしていただきたいと思います。

次に、東日本大震災において、陸前高田市などは、水源に被害を受け、生活

の基本となる飲料水やトイレにも不自由したとも聞いていますが、基本的な物資の確保については、県として具体的にどのように取り組んでいるのかお伺いします。

田中総務部長 基本的な物資の確保についての取り組みのお尋ねでございます。飲料水につきましては、市町村が行っております飲料水兼用の耐震性貯水槽の整備に対する助成という形で行っております。また、今回、6月補正予算で補充するものを合わせますと、トイレにつきましては、簡易トイレ42基、要援護者用トイレ10基、非常用のし尿処理セット126セットを備蓄しております。これら以外にも、毛布につきましては1万2,984枚、ブルーシートにつきましては3,866枚などの備蓄を行っているところでございます。

なお、県の備蓄にない物資や不足する物資もあるわけでございますが、それにつきましては、百貨店や大手スーパー、ホームセンター、コンビニなどの民間事業者との災害時の物資調達協定によりまして確保に取り組んでいるところでございます。

大柴委員 ありがとうございます。ぜひ民間、また市町村とも連携を十分にとって、震災時に迅速な対応がとれるよう、対策をお願いいたします。

（甲斐の名酒づくり支援事業費補助金について）

大柴委員 最後に、予算概要19ページです。甲斐の名酒づくり補助金について伺います。本県では既に北杜市を中心にすぐれた日本酒がつくられています。この7月から、米トレーサビリティー法が施行され、日本酒等の米加工品について原料の産地表示が義務づけられることになりました。このため、産地地消の日本酒づくりに向け、酒造メーカーでは、原料となる県産酒造好適米の確保が課題となっていると聞いております。また、生産者側においても、主食用以外の酒造好適米等を生産し、水田をフルに活用することは、農業の経営安全のためにも大きなメリットになると思われま。

こうした中で、6月補正に計上された、甲斐の名酒づくり支援事業費補助金について伺います。甲斐の名酒づくりの支援事業を創設した目的はどこにあるのかまずお伺いいたします。

松村農政部長 ただいまの質問にお答えします。県内の酒造メーカーからは、良質な県産酒造好適米の安定的な確保が求められていると認識しております。一方、農業者におきましても、酒造好適米を作付して水田をフルに活用することは、経営の安定を図る上で大変メリットがあると考えております。

このため、本県の財産である良質な水と地元産の米からつくられる甲斐の名酒づくりに向け、生産者と酒造メーカーが一体となって取り組む、地域名酒造り協議会を支援する事業をこの補正予算で創設したいと考えております。

大柴委員 わかりました。

次に、補助先は地域名酒造り協議会となっています。こうした名酒づくりに、生産者、酒造メーカー、消費者の意見が反映されるべきと考えますが、この協議会はどのような構成員なのか、また、その主な活動内容についてあわせてお伺いいたします。

松村農政部長 ただいまの質問にお答えします。この協議会は、酒造好適米の栽培を希望する農業者団体、酒造メーカー、流通関係者などから構成する予定としておりま

す。協議会におきましては、生産拡大に向け、酒造メーカーが必要とする酒造好適米の品種や量をもとに、出荷時期や単価など、契約栽培に向けた内容を検討するとともに、安定生産に向け、農業技術センターの指導のもと、山梨県に適した品種や栽培技術を検討していきたいと考えております。

また、県産日本酒のファン獲得や、消費者の声を名酒づくりにつなげるため、田植え体験とか酒造体験など、消費者との交流活動も実施していきたいと考えております。

大柴委員 ありがとうございます。ぜひ多くの人の意見が反映されるよう、心がけてください。

次に、この事業目的である、生産拡大される酒造好適米の量はどの程度になるのか教えてください。

松村農政部長 ただいまの質問にお答えします。この事業におきましては、1協議会当たり2ヘクタールの契約取引を行い、平成26年度には、計12ヘクタール、57トンの生産拡大を目指していきたいと考えております。現在、県内では87トンの酒造好適米が生産されておりますけれども、この事業の生産拡大により、県産の酒造好適米は現在の生産量の約6割増の144トンとなる予定としております。

大柴委員 ありがとうございます。6割増の144トンということで、水田をフル活用するには大変いい経営安定につながると思いますので、よろしくお願いします。

ブランド力は一朝一夕になるものではありません。日本酒についてもしかりであります。生産方法から含めると、相当程度時間がかかるはずですが、私は、現在つくられている日本酒を、よりブランド力を高めて、海外発信していくことがまず重要なのではないかと考えています。ワインは世界中至るところでつくられているため、種類の中でも、各国の多くのすぐれた生産地があると思います。競合相手も大変多いです。ワインも重要であります。日本に独特なものである日本酒も、海外への発信力や販売力を強化すべきではないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

新津産業労働部長 本県の日本酒は、国際大会で金賞を受賞する銘柄もあるなど、その品質を高く評価されているところでございます。最近の海外における和食ブームは、本県のワインに限らず、日本酒にとっても消費拡大のチャンスであると考えております。酒造組合や意欲的な蔵元と連携して、新商品開発、販路開拓、情報発信などの意欲的な取り組みについては、ブランドチャレンジ支援事業などにより支援していきたいと考えております。

大柴委員 ありがとうございます。本県でも伝統ある酒造メーカーからすばらしい日本酒が世に出されています。ぜひ世界の日本酒愛好家に味わっていただけるよう、県として取り組んでいただけるようお願いいたします。

以上で質問は終わりますが、最後に、私の質問に真摯に御答弁いただきました、知事をはじめ、執行部の方々に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

(若手医師海外留学支援事業について)

永井委員 明全会の永井学です。初めての予算委員会ということで、ふなれな点多々

あろうかとは存じますが、一生懸命質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、予算概要の31ページ、若手医師海外留学支援事業についてお伺いたします。この事業は、医療水準の向上と医師の確保を図るため、海外留学研修修了後に、県内公立病院等に勤務する若手医師に対し留学資金を貸与するものであり、本年度は、選考委員会の開催やパンフレットの作成に要する経費として60万円が計上されています。貸与額については、海外留学研修費として月額30万円、渡航・帰国に要する経費として50万円を上限に貸与し、帰国後3カ月以内に、海外留学研修の2倍に相当する期間以上県内の公立病院等に勤務することにより、返還免除になる制度が条例案に盛り込まれております。

貸与の条件や額など制度の枠組みを見ると、この事業は、鳥取県が全国に先駆けて昨年度から実施している医師海外留学資金貸付金を参考にされていると思いますが、同県では、事業初年度である平成22年度に3名の募集定員に対し1名しか応募がなく、再募集が行われるなど、医師からの要望は必ずしも多くなかったと伺っています。

本県も3名の研修を予定されているということですが、医師からの要望はあるのでしょうか。また、当該貸し付けに当たり、県内での勤務経験の有無を問わないとのことですが、海外の高度で先進的な医療を修得しようとする若手医師が、この海外研修の後に本当に県内に定着してくれるのでしょうか。御所見をお伺いたします。

横内知事

希望者の募集につきましては、予算の議決をいただいた後に、直ちにホームページに掲載したり、県内外の医療関係機関にパンフレットを送付するなどいたしまして、できるだけ多くの医師が応募するように取り組むようにしていきたいと思っております。

また、医師の定着についてであります。留学期間の2倍以上の期間、県内の公立病院に勤務することが返還免除の条件になっておりますので、仮に2年間留学をするといたしますと、少なくとも4年間は県内に勤務するということになるわけでございます。県内に、海外で研さんを積んだ、高いスキルを持った若手の医師が定着して、本県の医療水準を高めてくれるということになると思っております。

また、県内の病院で臨床研修に励んでいる研修医に、将来は自分も海外留学をするんだという、そういうキャリアアップのチャンスを与えることによりまして、県内により多くの臨床研修医を呼び込むインセンティブになるものと考えております。

鳥取県は最初の年度でございますから、3人のところ1人だったということのようでございますが、本県の場合には、東京に近いということももちろんありますし、優秀な研修医も大勢来ておりますので、よくよくPRをして、この制度が有効に活用されるように努力していきたいと思っております。

永井委員

ありがとうございました。PR等の質問に関してはまた後ほどさせていただきますきたいと思います。

次に、海外留学制度を利用した医師確保対策についてお伺いたします。先ほど私が冒頭で申しました留学資金の返還免除条件、帰国後3カ月以内に、研修期間の2倍に相当する期間以上県内の公立病院等に勤務した場合、返還を免除するということですが、事前に県内勤務の意思確認をとっていたとしても、留学費用を返金しますというケースもあるかもしれません。せっかく本県の海外研修制度を利用した医師をみすみす逃してしまうのはもったいないことで

す。このような場合に対してどのような対策を考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

古屋福祉保健部長 本事業におきましては、まず留学医師を選考する際に、本人の意思を十分確認いたしますとともに、本県の医療水準を向上させるために、その医師が行う具体的な取り組みに関する計画書、貢献目標みたいなものですが、そういった計画書を提出させまして、選考委員会において慎重に選考を行いたいと考えております。

その上で、契約段階におきまして、契約条項に、留学後、県内の公立病院等で医師の業務に従事する意思があることについて再度確約させるとともに、帰国後3カ月以内に県内公立病院等に勤務しなかった場合には、貸与した留学資金の全額について、その後1カ月以内に返還させるという厳しい条件を付しているところであります。こうした、選考段階から決定に至る取り組みによりまして、留学後、貸付金の返還というような事態が生じないように努めてまいりたいと考えております。

永井委員

厳しい選考基準がたくさんあるということですので、ぜひそういった部分で、最初の選考の段階で、ある意味、食い逃げみたいなことがない形で、選考のほうをきっちりしていただきたいと思います。

千葉県では、今回の留学制度と同じような制度の中で、1年間研修をして、1年半、地元病院で勤務した後に、ようやく半年間の留学を許されるという厳しい要件があります。本県の留学制度は、それと比べれば、比較的利用しやすい要件となっていると思います。

また、先ほど知事のほうの御答弁にもありました、研修医の方々が臨床研修をする病院を選択する3つの条件の1つに、優秀な指導員がいるという項目がございます。海外の先進的な医療を学んできた方に指導員として勤務していただくということは、新たな研修医に来ていただくことにもつながっていくと私も思います。1人でも多くの医師に本県にとどまってもらえるように、この制度の有効的な活用をしていただきたいと思います。

次に、留学による医師不足対策についてお伺いさせていただきます。海外へ留学させる医師の勤務先にもよりますが、県内医療機関の医師を派遣する場合、病院は、ただでさえ厳しい医師不足の中、医師が1人いなくなるという状況に陥ってしまいます。このことに対しての対策は何かお考えでしょうか、お伺いいたします。

古屋福祉保健部長 本事業では、留学中の経費としまして月額30万円を医師に貸与いたします。このため、勤務先の病院におきましては、留学医師の給与などの経費が軽減されるわけでありまして、それを活用して、外部から非常勤医師を雇用することなどにより、後任医師を補充していただくことが可能な制度にしております。

また、留学しました医師は、海外で修得した高度な医療技術や専門知識を生かすとともに、病院内にその技術等を普及することなどによりまして、病院全体の医療水準が向上し、魅力ある病院づくりにつながるものであることを勤務先病院に十分御理解いただく中で、本事業を円滑に進めてまいりたいと考えております。

永井委員

長い目で見ますと、この制度を実施することによって、医師不足解消にもつながっていくことになると考えています。この制度を利用しやすい環境をつく

っていくことも重要であると考えております。

次に、海外研修制度の普及についてお伺いいたします。この留学支援制度を実施するのなら、海外での貴重な研修成果を1人だけのものとするのではなく、県内の医療水準向上に結びつけられるよう、研修成果を共有することが重要だと思います。

条例案を見ますと、遅滞なく報告書を知事へ提出し、かつ、1年以内に県内において海外研修の成果を発表しなければならないと規定されています。県内医師等を集めた報告会を行うとのことですが、海外で貴重な経験されてきた医師の方々です。例えばさまざまなジャンルで活躍する県人を取り上げる番組、UTYの「山梨いまじん」等の放送でPRをしたり、医学生や医学部を目指す高校生を対象としたセミナーでの講演など、より積極的に成果を普及する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

古屋福祉保健部長 委員御指摘のとおり、本事業の目的の1つは、県内の医療水準の向上を図ることです。条例に規定されている報告、発表のほかにも、学会などさまざまな機会をとらえまして、留学研修の成果の普及と本制度の周知を図っていく考えであります。

さらに、医学部を目指す中高生に対しては、医学部進学セミナーにおいて、また、医学部生に対しては、県内臨床研修病院が開催しております合同説明会において、先輩医師として、海外での経験などについて講演をしてもらうことなどによりまして、職業としての医師の魅力や研修成果をPRしていただき、医師の確保、定着に努めていきたいと考えております。

永井委員

PR活動やセミナーなどを通して、この活動を広く周知して、情報を共有することは非常に重要であると思います。医学生や高校生に対するセミナーなどは、県内の病院に勤務したいというきっかけづくりにもなると思います。積極的な周知活動と情報の共有をぜひよろしくお願いいたします。今回のこの海外留学支援事業制度を多くの若手医師に活用してもらい、県内の医療技術の向上はもちろん、繰り返しにもなりますが、山梨県の医療現場で勤務をしてもらえるような対策を講じ、医師不足解消に少しでも役立つことを期待しつつ、次の質問に移らせていただきます。

(やまなしブランドツーリズム推進事業について)

永井委員

次に、予算概要17ページにあります、やまなしブランドツーリズム推進事業についてお伺いさせていただきます。県はやまなしブランド戦略やビタミンやまなしキャンペーンなどにより、ワイン、果物、ジュエリー、富士山など、全国に誇ることができる地域資源をブランド化する取り組みを積極的に進めております。特に、地域ブランドツーリズムの推進に当たっては、何よりも、他県にない特色ある資源を観光資源として見直し、再発掘し、山梨県にしかない観光商品をつくり上げていくことが重要であると考えます。

今、旅行をする人のニーズは、観光名所をただ単に回るだけではなく、その場所の歴史や文化、産業、食など、さまざまなことをより深く知ることによって主眼を置いているように思います。旅行という非日常の中で、人と同じではなく、自分だけの、特別な何かをするという体験は、まさにブランドツーリズムでしか満たし得ないものだと思います。

今回のやまなしブランドツーリズム推進事業では、そんな地域資源、特に地場産業であるワイン、ジュエリー、織物、和紙などの業界を中心に、研修会と観光事業者とのマッチングセミナーを開催される予定とのことですが、どのよ

うな内容の研修会、マッチングセミナーになり、今年度は何回ぐらい開催を予定されているのでしょうか。お伺いいたします。

後藤観光部長

まず、研修会につきましては、ブランドツーリズムが自社商品等の新しい販売チャンネルの獲得につながるなど、その重要性を意識していただくことを目的に開催するとともに、第2部として、マッチングセミナーを開催することとしております。

セミナーにつきましては、NPOや経営コンサルタントなどにコーディネーターとして参加いただき、地域ブランド産業事業者と観光事業者とが連携、協働して旅行商品の造成に取り組むための機会を提供していきます。また、研修会及びセミナーにつきましては、本年度それぞれ2回の開催を予定しております。

永井委員

ありがとうございました。特色あるブランドツーリズムにするためには、マッチングという作業が最も大切な工程だと思います。この部分がしっかりできてこそ、この事業が成功すると言っても過言ではありません。先ほど部長の答弁にもございました、マッチングに際してのコーディネーターとして、経営コンサルの方やNPOの方などをお招きするということですが、山梨で行われた数々のブランドツーリズムの主催者などもお招きして、過去の経験からアドバイスをしていただくということも重要だと考えますが、いかがでしょうか。また、マッチングの後にできた旅行商品はどのように販売されるのでしょうか、お伺いいたします。

後藤観光部長

先ほど申しましたとおり、研修会及びセミナーにつきましては、2回の開催を予定しております。第1回目では、意識転換の必要性などを主題とした研修を予定しておりますので、第2回目の研修会におきまして、過去の県内で行われたブランドツーリズムや、本事業により造成されましたツアーの関係者等の経験者のアドバイス等もいただけるような組み立てを検討していきたいと考えております。

旅行商品の販売方法につきましてはですが、造成に参加した旅行会社で販売していくこととなりますが、マスメディアや首都圏の情報誌等を積極的に活用することによりまして、ツアー参加者の確保につなげていきたいと考えております。

永井委員

今の御答弁の中にもありました、過去のいろいろなブランドツーリズムの主催者の経験も非常に重要だと思いますので、マッチングのアドバイスにぜひ生かしていただきたいと思います。

今、販売のことをお伺いしたときに、この企画でできた旅行商品を旅行業者にお任せをするということだったんですけども、ただ単に作成した旅行を旅行業者に任せるのではなくて、着地型の旅行商品をどのように販売していったらいいか、どのようにしてこのブランドツーリズムをブランド化していくかが重要だと思います。

例えば、先ほど、年に2回行われると言いましたマッチングセミナーで誕生した旅行商品を一堂に集めて、質のいい着地型旅行を、やまなし観光推進機構などがやまなしブランドツーリズム認定旅行として積極的にホームページ等で紹介していくというのはどうでしょうか。その認定を受けた旅行会社は、ロゴや、認定であるということを堂々と掲げて、商品を販売します。企業、地場産業界側も地域貢献の意識も芽生えてきますし、また何より旅行者にとっても、

県が認定している旅行ということで安心感もあるのではないかと思います。先ほどのマスコミ等を使ってPRをするということもあるんですけども、このような販売方法や旅行商品の認定についてのお考えもお伺いしたいと思います。

後藤観光部長 着地型観光につきましては、旅行商品をいかにPRし、参加者を確保していくかが課題でございます。このため、研修会には、山梨をよく知るマスメディア関係者を講師として招き、地域ブランド産業事業者の意識改革を図ることと併せまして、集客にはマスメディアを活用していくことが有用であるとの意識を持っていただき、旅行商品の販売に当たってのマスメディアの活用を促していきたいと考えております。

そこで、ただいま委員からいただきました御意見、認定等の手法等につきましては、御趣旨を参考とさせていただきます。今後検討してまいりたいと考えております。

永井委員 ぜひ積極的に検討していただきたいと思います。先ほども申しましたが、旅行は現実から離れた非日常です。この貴重な時間を山梨県で過ごしてもらい、なおかつ、県のよさを最大限に伝えていくためには、ブランドツーリズムというのは本県において非常に重要なファクターであると考えます。また、他県からいらっしゃる方はもちろん、本県で生活をされている方にも参加してもらって、自分がふだん生活している場所にはこんなすばらしい場所があったのかという、地域に対する誇りも創出できるようなブランドツーリズムがたくさん誕生することを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

（グローイング山梨ジュニアアスリート推進事業費補助金について）

永井委員 次に、予算概要39ページ、グローイング山梨ジュニアアスリート推進事業費補助金についてお伺いさせていただきます。ワールドカップ、オリンピック、各種目の世界選手権など、日本チームを全力で応援し、その選手の活躍を観戦することは、私たちに元気や感動を与えてくれます。特にその活躍している選手が山梨県出身者だったら、また応援の力の入れ方も違うのではないのでしょうか。

そんな全国トップレベルの選手は、やはり小さいうちから能力を見きわめ、訓練をしていくことで誕生するものだと思います。そのスーパーキッズを育成するために行われる、このグローイング山梨ジュニアアスリート推進事業は、主にどのような事業内容に対して補助が行われるものなのでしょうか、お伺いいたします。

瀧田教育長 この事業におきましては、スポーツイベント等を通じ、優秀な人材の発掘を行った上で、スポーツ教室や、小中高の合同練習会の開催などにより、年齢、発達段階に合わせたジュニア競技者の育成に対して補助を行っております。さらには、一貫した指導理念に基づいて、組織的、計画的に競技者を育成する指導体制の確立を図るため、指導マニュアルの作成や公認資格を持つ指導者の育成などに対して補助を行っております。

永井委員 わかりました。全国的に見ても、本県は、選手だけでなく、一貫指導体制の確立を目指して、指導者にも目を向けていると承知いたしております。補助金も、国体競技である41競技すべての競技団体に、事業計画に応じて交付されています。

しかし、他県では、競技団体とは別に、ジュニアアスリートの発掘や強化に集中して事業を行っているところもあります。例えば和歌山県が行っている和歌山県ゴールデンキッズ発掘プロジェクトという事業があります。これはまず小学校3、4年生を対象に3回のトライアルを行って、そこから選抜されたおよそ30名をゴールデンキッズとして認定します。認定された児童は、次に育成プログラムに進み、月2回、各専門医の指導のもと、トレーニングを行います。ここでは、運動はもちろん、食育や保護者のサポートプログラムも用意されています。

この育成プログラムを継続して行い、6年生の段階で再度、ゴールデンキッズのトライアルを実施して、さまざまな競技、種目を体験し、自分に一番合った種目を選んで、中学生になったときにその競技の選手となるという流れです。このように、発掘から育成、そして、その後の競技選定までを徹底的にサポートしております。

ほかにも、未来のトップアスリート育成事業を展開している広島県や、スーパー讃岐っ子育成を展開している香川県なども、同じように体力テストなどのトライアルを行って、運動能力の高い小学生を選抜し、彼らに独自プログラムを作成して、トップ選手になるために必要な基礎能力を育てる事業を行っております。

本県もこの事業の補助対象経費の積算の中に小学生アスリート強化費を盛り込んでおられることは承知しておりますが、このようなプログラムを実施し、すぐれた運動能力を有する児童の早期発掘と競技力の高いジュニア選手の強化に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

瀧田教育長

本補助金の交付に当たりましては、各競技団体に、育成方法の基本方針や短期及び中長期的な目標の設定を求めています。このため、各競技団体では、それぞれ組織の実態に合わせ、最も効果的な補助メニューを選択し、ジュニア選手の発掘、育成に取り組んでいるところでございます。

今後も、御紹介いただきました他県の事例も参考にしながら、本県の特性を踏まえた上で、よりよいジュニア選手の発掘・育成システムが確立できますよう、調査研究してまいりたいと考えております。

永井委員

本県の特徴を生かしてというお話でしたけれども、競技別に補助金を出してこの事業を展開していくと、やはり薄くなってしまうと思います。他県がやられているのは、小学生を一括的に選抜して、その選抜をした子たちを育てていって、その育てていった過程の中で適性を見きわめた中で、各競技に散っていくというものでございます。ぜひこの他県の部分も参考にさせていただきたいと思います。

ちなみに、広島県はこのプログラムを修了した選手について、中学入学後の状況を追跡調査して、データベース化して、今後の選手サポートに役立てるといこともしております。トップ選手育成はやっぱり一朝一夕ではいけないと思います。発掘、育成、そして、強化という流れを考えつつ、先ほども申しましたが、他県の先進的な事例もぜひ参考にさせていただいて、未来のトップアスリートをはぐくんでいただきたいと思います。

以上で私の質問を閉じさせていただきます。最後になりましたが、私のつたない質問にもかかわらず、御清聴いただいた先輩・同僚議員各位と、真摯に御回答くださった、知事をはじめ、執行部の方々に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

（県立学校冷房設備整備計画策定費について）

久保田委員

フォーラム未来の久保田でございます。ただいまから質問させていただきます。

38ページの県立学校冷房設備整備計画策定費について質問させていただきます。これから本格的な夏を迎え、猛暑が続くことが予想されますが、県立学校においては、熱中症の予防など生徒の健康管理の観点とともに、快適な学習環境を確保し、効率的な授業の推進を図るためには、冷房設備の早急な導入が必要であると思います。

文部科学大臣が定めている学校環境衛生基準では、教室等の夏季における温度は30度以下が望ましいということですが、現状では学習環境が極めて厳しくなっており、また、山梨での冷房設備の導入は全国的には低いレベルにあるとも聞いております。このようなことから、県立学校における冷房設備整備の促進は急務であると考えて、幾つかの質問をさせていただきます。

1番としまして、県立学校における普通教室内の温度調査を過去に行ったと聞いていますが、その状況はどのようなものかお聞きします。

瀧田教育長

夏季の県立学校普通教室内の温度管理をどのようにしていくのかの検討を行うために、平成19年度から平成21年度まで、6月中旬から9月末の間において、普通教室の室内温度調査を実施したものでございます。この結果、3年間を平均しますと、教室を利用した日のうち25.7%、おおむね4日に1日は、教室内の温度が30度以上の日がありました。また、同一地区にある県立学校でも、室温が30度以上であった日の出現率が大きく異なるという状況もございました。

久保田委員

ありがとうございました。

引き続き、今回、420万円の策定費を盛っておりますが、何校の調査を行い、どのような内容の調査を行うのかお聞きします。

瀧田教育長

この調査は、普通教室への冷房設備の導入に向けた整備計画策定に当たり、基礎資料とするために実施するものでございます。調査の内容は、既に普通教室に冷房設備が設置してある学校を除く36校を対象に、普通教室の中から、最上階の最も高温となる教室などを選定し、8月中旬から9月中旬の1カ月の間、9時から17時まで、定期的に温度・湿度を測定するものでございます。この調査結果などをもとに、冷房設備を導入する必要性の高い学校や整備スケジュールなどを検討、整理してまいりたいと考えております。

久保田委員

ありがとうございました。今、説明がありましたとおり、今年は、6月ですか、30度以上の日が何日も続きまして、去年の3倍の人が熱中症でそれぞれ病院に行ったとお聞きしています。どうか早く調査して、来年度から全校に入るようによろしくお願ひします。

そして、3番としまして、夏季の電力需要対策により、県立学校においても節電が求められる中で、冷房設備の設置に当たって、どのような節電対策を考えられているのかお聞きします。

瀧田教育長

県立学校への冷房設備の導入の際、節電対策は重要でございます。冷房設備の整備に当たっては、節電や環境への負荷を考慮して、消費電力が抑えられ、

省エネルギーの冷房システムを調査、検討し、選定していく予定でございます。また、冷房設備の使用に当たりましては、冷房の温度設定や扇風機の併用、運転時間を調整する間欠運転などを定めたマニュアルを作成し、節電に配慮した効率的な運用を図ってまいります。さらに、緑のカーテンの設置、窓ガラスへの遮熱フィルムの貼付など、冷房設備を使用する際の負荷の低減を図る方策も検討してまいります。

（中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業について）

久保田委員

先ほども申しましたけれども、早急に全校に入れるようお願いいたします。

次に、26ページの中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業についてお伺いします。県内では、山間部を中心に、空き家並びに遊休農地が多く見られ、各市町村ではさまざまな取り組みを実施しているところでもあります。その中で、滞在型市民農園の整備などの事業では、交流人口の増大に一定の成果を上げております。そこで、今回の中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業について、幾つか質問させていただきます。

この事業は、峡南南部地域の空き家を調査し、住まい手とのマッチングを行うとともに、その一部を周辺の遊休農地と組み合わせ、滞在型市民農園として整備するものですが、売却や賃貸を行う空き家は、どのように調査し、選定していくのかお伺いします。

後藤観光部長

空き家の選定につきましては、まず区長など地域の方に対し、空き家に関する聞き取り調査を行い、個々の空き家を特定してまいります。次に、一級建築士による外観調査を実施し、空き家の状態を評価して、良好な空き家については、売却または賃貸について、所有者の意向確認などを行います。さらに、所有者の同意が得られた物件は、空き家内部の詳細調査や、所有権など権利関係の調査を行い、活用可能な物件を選定することとしております。

久保田委員

どうもありがとうございました。今、区長あるいは一級建築士という説明がありました。お聞きだと思ふんですけれども、南アルプス市では不動産業も加わり、38軒ある空き家のうち17軒は売買されたそうです。

次に、空き家の売却、賃貸の募集はどのような方法で行っていくのか、また、募集に際して条件を設けるのか、お伺いいたします。

後藤観光部長

募集方法につきましては、各町が開設しております空き家バンクに登録して、広くPRをしていきます。また、都内で都市住民を対象にセミナーを開催し、紹介していくこととしております。

また、本事業は、地域の空き家を都市住民に売却や賃貸を行うことで、ともに地域を支えていただく居住者を確保していくことをねらいとしております。このため、本年度、事業を実施する身延町におきましては、募集の条件として、伝統行事など地域活動へ積極的に参加していただくことなどを検討しております。今後、セミナー等を通じて、都市住民への周知を図ることとしております。

久保田委員

ありがとうございます。

次に、答弁があった空き家バンク制度の各市町村での取り組みの状況はいかにかお伺いします。

後藤観光部長

本県では、現在、山梨市、南アルプス市、甲州市、富士河口湖町など県内1

4の市と町で空き家バンク制度が実施されております。開設時からの登録件数は、14市町の総計で約280件となり、成約件数も130件以上となっております。

久保田委員

ありがとうございました。

次に、峡南南部地域の特徴を生かした滞在型市民農園とする必要があると思いますが、県の考えをお伺いします。

後藤観光部長

本事業における滞在施設につきましては、他のクラインガルテンとは違い、新築ではなく、空き家の改修により整備を図りまして、それとあわせて、農地につきましても、空き家近くの耕作放棄地を活用することとしております。このようなことから、整備費用を極力抑えることができるとともに、峡南南部地域に多く見られます空き家や耕作放棄地の減少につながるなどの特徴があるものと考えております。今後、こうした特徴を最大限生かす中で、交流人口の増大による地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

久保田委員

答弁にありましたように、山岳部でありますと、相当古い空き家があると思うんです。芦安地区にしても、まだ自分の家で管理するからというお断り等があり、なかなかいいものが出てこないようではございますけれども、一生懸命頑張ってください。

次に、今言いましたように、古い建物が出てきた場合、空き家の改修費が500万円以上かかるものが多いと思いますけれども、本事業において、このような場合、対応はどうかお伺いします。

後藤観光部長

滞在型市民農園、いわゆるクラインガルテンとして整備する空き家につきましては、調査結果に基づき選定した物件の中で、比較的良質な空き家を活用することとしております。したがって、整備費用は相当程度抑制できるものと考えておまして、500万円の範囲内での改修を行ってまいることとしております。

久保田委員

答弁ありがとうございました。私は南アルプスのことしか知りませんが、やはり南アルプスの場合は、頭屋で改装し、貸し出すそうです。ほとんど一銭もかかっていないそうです。

(中部横断道沿線地域活性化リーディングプロジェクト事業費補助金について)

久保田委員

次に、27ページの中部横断道沿線地域活性化リーディングプロジェクト事業費補助金につきまして、質問させていただきます。1としまして、中部横断自動車道の増穂以南の全線開通がもたらすマイナス効果であるストロー現象による地域の衰退を抑制するために、プラス効果を最大限に生かした沿線地域の活性化が何よりも重要であると認識しています。

県では、平成21年3月に中部横断道沿線地域活性化構想を策定し、その翌年度から、地域の主体的な取り組みにより、地域活性化の検討がなされてきました。昨年度末には、今までの検討の成果として、地域代表で構成されるプロジェクト推進会議から、地域活性化プロジェクトが発表され、さらに沿線地域の市長や産業界の代表者で構成される推進協議会で承認されましたが、本年度からいよいよ実施の段階となると聞いています。

そこでまず、地域の企画されたプロジェクトはどのような内容かお伺いします。

丹澤企画県民部長 南アルプス市を中心とした北部ブロックにおきましては、フルーツと野菜を用いた6次産業化、あるいはフルーツ狩りを活用したグリーンツーリズムなどにより、交流人口の拡大を図るプロジェクト——南アルプス・フルーツ劇場プロジェクトと称しておりますけれども、それがございます。峡南地域におきましては、地域資源を活用した着地型の旅行商品の開発・販売、地域情報の受発信などを行うことができる広域的な組織づくり——仮称では富士川流域観光公社と呼んでおりますけれども、その組織づくりを通じて、交流人口の拡大を図るプロジェクトなどがございます。

久保田委員 ありがとうございます。南アルプス市の6次産業等々もお伺いしております。

次に、プロジェクトが軌道に乗るためには、地域の主体的な取り組みが重要であることは無論ですが、県にも積極的にかかわってみたいと考えております。県の財政支援は2年間とのことですが、このプロジェクトを成功させるためにも、具体的にどのような支援を行うのかお伺いします。

丹澤企画県民部長 地域づくりの専門家の指導とか調査研究といったソフト事業に係る経費を助成するとともに、国などの地域活性化施策による財源の確保について検討してまいります。また、県庁内の各部局の人材を活用して、ノウハウの提供、アドバイス等を行っていく考えであります。

久保田委員 ありがとうございます。

私の在住する南アルプス市は、全国有数の果実生産地であり、南アルプスという雄大な自然を抱えた地域であります。しかし、果樹観光や登山、温泉などの案内をわかりやすく伝える情報発信拠点、地元で収穫された農産物を販売できる自由市場、さらには、新鮮な果物、野菜、ジャムやピューレのような加工品、地域の食材を使った自然食やスイーツなど地域の食を提供できる拠点を持ち合わせた複合施設はありませんでした。

南アルプスでは、新市長のもと、このような施設の整備を目指す、インターチェンジ周辺フルーツ公園整備構想の実現に向け、およそのタイムスケジュール、総事業費、財源等を明らかにするランドデザインを今年度中に策定すると聞いています。この構想が成功し、市の魅力が高まり、交流人口が増加するためには、市の努力は無論ですけれども、県で策定した構想に基づき、中部横断道沿線地域の活性化を目指した南アルプス・フルーツ劇場プロジェクトの連携が望まれますが、その可能性についてお伺いいたします。

横内知事 御指摘のように、中部横断道沿線地域活性化構想では、南アルプス・フルーツ劇場プロジェクトをまとめているわけでありましてけれども、別途、南アルプス市はフルーツ公園整備構想を取りまとめております。そして、この2つの構想には共通点がございます。6次産業化とか、ブランド力の強化とか、農産物直売所の整備などの点で、この2つは共通点が比較的多くございます。

といいますのも、南アルプス市は中部横断道沿線地域活性化構想にも関与をして、南アルプス・フルーツ劇場プロジェクトの企画書の取りまとめに中心的な役割を果たしてきているからだと思います。今後とも、南アルプス市は、一方で、中部横断道沿線構想のフルーツ劇場プロジェクトを推進していくと同時に、フルーツ公園整備構想と緊密な連携を図りながらやっていくということになるだろうと思っております。

久保田委員 知事の答弁、ほんとうにありがとうございます。ぜひ協力していただきまして、インター周辺は、皆さん見たとおり、果実、作物がつかれないということはないですけども、土地がやせ細っておりまして、砂利だけという土地でございまして、なかなかよいものがとれませんので、後継者もいない。農業放棄地が多く、今、遊休農地になっておりますので、ぜひとも実りのあるものにしてほしいと思います。

（間伐材集積促進事業費補助金について）

久保田委員 次に、22ページの間伐材集積促進事業費補助金についてお伺いします。山梨県は、山に囲まれ、森林を多く持つ県として、今後も森林を守っていく必要があると認識しているところであります。しかしながら、現在の山は手入れが行き届かず、間伐材の有効な利用もなかなか厳しい状況であると聞いております。こうした中、森林整備及び県産材の利用促進、そして、間伐材の有効利用を県が推進することは大変重要であると思っております。こうした状況を踏まえまして、質問させていただきます。

まず、近年、岐阜県などで大規模な合板工場が建設されたことに加え、震災対策のプレハブ用合板が足りないなど、間伐材の重要性が高まっていると聞いております。この事業では、協働して間伐材を搬出する取り組みに対して助成するとありますが、補助金はこの取り組みのどの部分に助成するのかお伺いいたします。

深沢林務長 お答えいたします。県内では年間約7万立方メートルの間伐が行われておりますが、このうち、林地の中から搬出され、柱材等で活用されております間伐材は6,000立方メートル程度にとどまっております。これは間伐した場所が森の奥地でありまして、運搬経費がかさむことなどが主な原因となっております。このため、間伐材等の集積場、いわゆるストックヤードまでの運搬経費を支援することにより、より多くの間伐材の搬出を促すものでございます。

（県産材利用促進事業費について）

久保田委員 本来なら捨てておりますので、ぜひとも補助を出して、製品に変えてほしいと思っております。

次に22ページの県産材利用促進事業費についてお伺いいたします。県産材利用促進事業についてであります。県産材の需要がこれまで以上に拡大するには、大ロットによる県外合板工場との広域的な木材ルートを促進することも大事であると思っております。一方、地域の木材を利用する意義を広く県民に普及し、間伐材を含めて、県産材を使った木造住宅等の建築等に結びつけていくことも必要であると考えます。こうした地産地消の重要性も踏まえて、幾つか質問させていただきます。

まず、県産ラベリング材を流通させるとありますが、この県産ラベリング材とはどんなものかお伺いいたします。また、県産ラベリング材利用促進事業費補助金の内容についてもお伺いいたします。

深沢林務長 県産ラベリング材は、県の木材協会内に設置されております山梨県産材認証センターが認証いたしました、本県の森林で生産され、加工や流通の経歴が明確になっている木材と定義しております。

この事業費の補助金の内容でございますけれども、県産材のよさを広く県民の方々にPRするための見学会の場などとして利用させていただくことを条

件にいたしまして、住宅や店舗、オフィスの新築・改装を行う個人や団体に県産ラベリング材の無償提供を行っているものでございます。

久保田委員　やはり県民に知らせるように、この事業も引き続き大いにやっていただきたいと思います。

次に、県が実施してきた県産材住宅への補助事業の実績はどのようになっているのか、お伺いいたします。

深沢林務長　平成16年度にこの事業を始めましてから昨年度までに、新築265戸、改装10戸に、県産ラベリング材の柱材や内装材の提供を行ってまいりました。

久保田委員　わかりました。

次に、甲斐の木活用総合推進事業費にイベント開催等とありますが、その内容はどのようなものかお伺いいたします。

深沢林務長　この事業は、県産材の利用を促進するために、民間団体等の活動を支援するものでございます。支援する活動内容といたしましては、県産材住宅フェアなどのイベントやセミナー等の開催をはじめとしまして、間伐材等を利用した製品の開発、県産材住宅への活用の研究などでございます。

久保田委員　ありがとうございました。

次に、県産材は年間どのくらい流通しているのか、量と金額についてお伺いいたします。

深沢林務長　県産材の流通状況でございますけれども、最近では中国などの旺盛な木材需要、それから、ロシアの輸出関税の段階的な引き上げによる木材輸入量の減少に伴いまして、県産材の流通量は近年増加傾向にございます。平成21年は、県産材流通量が16万5,000立方メートル、素材生産額、これは丸太の状態でございますが、13億5,000万円となっております。

久保田委員　ありがとうございました。

次に、東日本大震災を受けて、仮設住宅に使用する合板などの原料となる木材の不足などが懸念されるところであります。県は復興木材の供給にどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

深沢林務長　県は、3月11日の東日本大震災を受けまして、3月23日に「東日本大震災復興用木材確保対策山梨県連絡会議」を設置いたしまして、復興木材の確保などに関する情報の一元化と迅速な供給体制の整備に努めているところでございます。

こうした中、3月下旬に、プレハブ仮設住宅の基礎に使用する木ぐいの要請があり、県森林組合連合会と県木材協会が協働してこれの製造に当たり、4月中には、要請のあった7万8,000本を出荷しております。また、5月上旬の木造仮設住宅に使用する柱等の注文に対しては、峡南地域の2つの森林組合が製造に当たり、6月中に508戸分、約1,600立方メートルのスギ、ヒノキなどの建築用材を出荷したところでございます。

久保田委員　いろいろ説明ありがとうございました。山梨県の林業関係者の皆さんも大変厳しい企業でございます。どうか県の補助金をうまく出していただきまして、

林業関係の皆さんが喜ぶような事業をしていただきたいと思います。これをもって質問を終わります。

（省エネ・省電力設備導入促進事業費補助金について）

高木委員

フォーラム未来の高木です。よろしくお願いいたします。

予算概要の12ページ、省エネ・省電力設備導入促進事業費補助金についてお伺いしたいと思います。このたびの東日本大震災の電力不足を受けて、国は4月1日、東京電力管内の大口需要家に対して、昨年対15%の電力使用制限令を昭和49年のオイルショック以来37年ぶりに発動いたしました。

気象庁のこの夏3カ月の予報は、昨年最も暑かったという記録がありますけれども、それに比べればやや涼しいというのか、それほどでもないという予想をしておりますけれども、それにしても、この6月末の県内のあの暑さを考えれば、もしかしたら去年よりも厳しい夏になるのではないかなとも予想されます。そういった中で、まさに猛暑の中での節電という、非常に厳しい、試練の夏でもあると思います。

今議会において、国会派の代表質問で、産業界の電力使用抑制に対する支援等についてお尋ねをし、その際も御指摘をいたしました。企業において、こうした状況の中で節電努力と経済活動の維持をしていくという、非常に難しいかじ取りをしなければならないという状況にあるかと思っております。そこで、何点かお伺いをさせていただきます。

民間企業が行う節電設備の整備に対する新たな助成制度として、省エネ・省電力設備導入促進事業費補助金を創設することとありますが、まずこの制度の背景についてお伺いしたいと思います。

中楯森林環境部長 補助制度の創設の背景ということでございます。東日本大震災の発生により大幅な節電を強いられている県内企業を支援すると同時に、地球温暖化対策を推進するため、山梨県グリーンニューディール基金を活用して、県内の中小企業者などが行う省エネルギー・省電力効果の高い設備の導入に対して助成をするものであります。

高木委員

今、部長の説明でその背景についてはよく理解をいたしましたけれども、節電が求められる中での県の助成制度ということでもありますから、省エネ・省電力効果が明確に認められるケースでなければ、助成すべきではないと考えるべきだと思います。そういった中で、事業を採択する際の基準や、また、具体的な対象となる改善事業、そしてまた、その件数等をお伺いしたいと思います。

中楯森林環境部長 県内の中小企業が省エネルギーに加え、節電効果の高い設備を幾つか複合的に導入する改修事業に対して助成するものであります。事業所の二酸化炭素排出量と電力需要量が5%以上削減されることを要件としております。具体的な内容ですが、高効率エアコンへの更新——消費電力の少ないエアコンということですが、こうしたもの、あるいは、LED電球など省エネ型照明器具の更新、高断熱ガラスや二重サッシの導入などを組み合わせて改修整備を行うものであり、節電効果が高く、即効性の高いものです。具体的な事業費ですが、600万円以上の事業を対象として、補助率は3分の1、補助金の上限は500万円です。こうした取り組みを行う企業15件程度を採択する予定です。

高木委員

説明はよくわかりましたけれども、これは意見、要望とさせていただきます。今、部長の答弁がありましたように、いろいろな省電力の機器等を導入してい

くと同時に、その補助を15件ばかりという話がありましたけれども、あまりにも少ないなど、制度として脆弱だなというような感じは受けます。ぜひこういったことにももっと支援をしていただきたいと思います。

大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響によって、全国の定期点検中の原子力発電所の稼働もままならないというような状況にあって、電力の供給不足はこの夏ばかりではなく、さらにこれが続くのではないかなという懸念がされております。今後において、産業・経済界に非常に大きく、深刻な影響を及ぼすことだと思います。

こうした影響を最小限に食いとめるためにも、本県の産業のさらなる振興を図っていくためにも、今回の助成制度にとどまらず、産業界の節電対策、省エネ対策等を産業労働部を中心に充実していくべきではないかと思っております。以上、要望いたしましたので、次の質問に移りたいと思っております。

（商工業振興資金貸付金について）

高木委員

新分野進出支援融資の拡充についてであります。予算概要の16ページです。県が本年3月に策定した産業振興ビジョンにおいて、地域産業の持続的な発展に向け、新たな事業に挑戦することが大切であるとし、本県において今後成長が期待される分野を明らかにし、本県中小企業の新たな取り組みを支援することです。私は、このような厳しい経済環境の中で、特に意欲ある中小企業が成長分野に挑戦していくことは、山梨県の雇用の安定・促進、あるいは税収の拡大、ひいては山梨の発展のために欠くべからざるものと考えております。その促進を図っていただきたいと思いますところでもあります。

しかしながら、中小企業にとって、意欲だけでは新しい分野に進出することはできません。経済的な支援が大変必要になるかと思っております。このために、山梨県では、今議会において、こうした成長分野への進出を支援するために、産業促進事業費補助金を創設することです。金融面では、商工業振興資金の新分野進出支援融資の当初融資枠5億円に10億円上乗せして、15億円に拡充することです。私といたしましても、中小企業がこのような補助金や融資を活用してもらい、積極的に成長分野に進出することは、今、非常に大切なことだと考えております。そのためにも、中小企業にとって、より使い勝手のよいもの、よい制度になってほしいと考えます。

そこで、先日的一般質問において、県では、この新分野進出支援融資については、融資枠を拡大しただけではなく、中小企業と金融機関の双方に利用しやすくなるような融資条件としたいという答弁がありました。その具体的な内容について伺いたいと存じます。

新津産業労働部長 成長分野等への進出を促進するために融資を利用しやすくなるよう工夫した点でございますけれども、まず、借り手の中小企業に対しましては、貸付利率を2.2%から1.7%に引き下げ、借り入れ負担の軽減を図っております。また、設備資金につきましては、償還期間を7年から3年延長して、10年以内とすることで返済条件の緩和も行っております。

一方、貸し手である金融機関に対しましては、県からの資金の預託割合を約3割から5割に増やし、金融機関の資金調達コストを軽減したところでございます。

高木委員

融資の条件が大分緩和されたと思っております。貸付利率の引き下げにより、中小企業の借り入れ負担を軽減したので、私もこれは理解をし、ありがたいなどは

思います。しかしながら、県制度融資である商工業振興資金は、この新分野進出支援融資を含め、原則として信用保証協会の保証つき融資となっております。保証協会の保証つきの場合、原則として第三者の保証人は要らないわけですが、しかし、保証料を払っていかねばいけないということで、金利と保証料を払わなければいけないという、これは中小企業にとって、非常に大きく重たい負担となると思います。中小企業が保証協会に支払う保証料はどのように決定されているのか、具体的にお伺いしたいと思います。

新津産業労働部長 信用保証料の決定方法ですけれども、山梨県信用保証協会では、全国信用保証協会連合会が国の確認を受けて定めております保証料率を適用して、保証料を決定しております。この新分野進出支援融資につきましては、保証協会と金融機関とが貸し倒れリスクを分担する、いわゆる責任共有制度の対象でございます。この責任共有制度のもとの保証料率は、一番低い0.45%から1.9%の間で9段階に区分されており、このうちのどの区分を適用するかは、信用保証協会が、借り手の中小企業の財務諸表をはじめとして、事業の将来性とか取引先状況などの要因を総合的に評価して、それぞれの案件について決定するという仕組みになっております。

高木委員

ありがとうございます。できるだけ料率を下げたいと思います。

今の説明で理解はできましたけれども、私も長い間会社の経営に携わってまいりました。ということで、私の友人、知人は経営をする者が多くいるわけですが、けれども、新たな事業に取り組むということは、非常に不安もありますし、負担も大きくなります。特にこのような景況の中で大変厳しい時期に、新分野の進出とか、転換とか、あるいは多角化とかいうことは、非常にリスクを伴います。そういった中で、新たな取り組みにチャレンジしようとする中小企業がおのずと制限される、限られてくるのではないかなと思います。

中小企業にとって有利な融資制度であることによって、新分野進出への一歩を踏み出す、背中を押してくれる、そういった制度をもっと拡充して欲しいと思います。この新分野進出支援融資が活用され、県として利用促進を図り、その必要性と必然性が、ここでは多くの企業にとって非常に重要なことでありますし、支援をもっと高く、深くして欲しいと思っております。

（農産物ブランド強化総合戦略実践事業について）

高木委員

次に3番目として、これは農産物ブランド強化総合戦略実践事業についてあります。予算概要の17ページであります。本県は恵まれた自然環境や農業者の卓越した技術により、すぐれた桃やブドウが、これは質、量ともに日本一のすぐれたものと言っていいかと思います。このような質の高い県産農産物を有利販売していくためには、全国の消費者にアピールし、優先的に買ってもらうために、ブランド化が必要だと考えています。

そこで、17ページの農産物ブランド強化総合戦略実践事業について伺います。本事業は、県農産物のブランド力、販売力の強化を図るとありますが、地域には地域ブランドがあります。私のほうの地域には、春日居の桃、あるいは牧丘の巨峰、県内には各地でいろいろなブランドがあると思いますけれども、これは地域の方々が長い間非常に努力を重ねてきて作り上げたものと思います。こうしたブランドを生かして、農産物販売戦略委員会を立ち上げるということでもありますけれども、その農産物販売戦略委員会の設置の時期、構成、人数、またあるいは回数について具体的にお伺いいたします。

松村農政部長 ただいまの質問にお答えします。農産物販売戦略委員会は、補正予算成立後できるだけ早期に設置し、年内に3回の開催を行いたいと考えております。また、委員の方につきましては、国内の優良な販売対策の事例や豊富な経験をもとに専門的な観点から検討していただくことを念頭に置いて、学識経験者や生産関係者、流通販売関係者など10名程度の委員で構成する予定としております。

高木委員 ありがとうございます。戦略委員会とあわせて、商談会、商品情報交換会を実施するということでありますけれども、地域では、みずから販売を開拓し、汗をかいて販売している方々が大勢います。そういった方々は、常に販売について努力をしており、そのような中で機会をつくることは非常に重要かと思えます。そこで、このような商談会を何回か開催し、多くのJAや農業法人の方々に機会を提供することが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

松村農政部長 ただいまの質問にお答えします。農産物の販路の確保を図るためには、生産者みずからが安全安心への取り組みや品質の高さなどを説明する商談会などの機会を設けることは、当方におきましても重要と認識しております。このため、本事業を活用し、秋に首都圏の量販店、外食産業などのバイヤーなどを県内へ招き、主要産地の取り組みの視察や、JA、農業生産法人などとの商談会、商品情報交換会を開催することとしております。また、生産者の販路拡大に向け、この事業以外にも、本県の農政アドバイザーである東京農業大学の小泉先生の力をおかりした取り組みなども行っていきたいと考えております。

高木委員 ありがとうございます。販売戦略委員会の設置や商談会の開催を通じて、ブランド力の強化を図っていくと。そして、ブランドとは、私は、非常に質が高いということと、商品の信頼性、安全性が担保されるものでなければならないと思えます。山梨県の農産物を買えば間違いないんだという安心感が、またそれをもってブランド力を強化することになりますし、ブランド化が図れると思っています。

委員会では、ブランド力の強化や新たな戦略開拓、さまざまな検討がなされているということでありまして、委員会の提案をどのように実践していくかお伺いいたします。

松村農政部長 ただいまの質問にお答えします。この委員会からの提案につきましては、特選農産物認証制度の充実による県産ブランドの強化対策や、国内外の販路拡大対策など、JAなどの関係団体と連携し、可能なものは迅速に実施していきたいと考えております。

高木委員 ブランド力を高めるために、私たちも頑張りますし、また、当局も頑張りたいと思います。

(道路公社経営支援貸付金について)

高木委員 次に、最後になりますけれども、雁坂トンネルの経営の状況であります。今回、道路公社経営支援貸付金1億6,500万円を計上されておりますが、雁坂トンネルのことについて、まず第1点として、平成10年に、あかずの扉と言われた国道140号に待望の雁坂トンネルが開通して、山梨県と埼玉県、あるいは北関東と山梨県、その経済と観光ルートが結ばれました。3月11日に

起きた震災によって圏央道の封鎖により、雁坂トンネルの交通量が増え、そのことは、雁坂トンネルのバイパス機能としてのそのあり方がまた認識されたところでもあります。

雁坂トンネルは、道路公社が、総事業費49億円のうち約37億円を借り入れて、既に通行料から22億円が返済され、残り返済額は15億円と聞き及んでおります。しかし、皆さん御存じのように、通行量が減っている、半減しているとも聞いております。そういった中で、今後、返済が非常に厳しくなるのではないかなと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

横内知事

雁坂トンネルにつきましては、今、委員の御指摘がありましたように、21億9,000万円余を既に返済しておりまして、14億8,000万円が残額として、借金として残っているということでもあります。

そこで、年間の収支の状況ですけれども、22年度は、3億3,600万円の料金収入に対して、管理費などの支出が2億1,100万円余となっております。残りの有料期間があと17年でありますから、17年で返すとなりますと、毎年1億円収入があるとすれば、残っている額は14億円ですから、返せるわけです。

しかしながら、問題は、国から無利子貸付を受けておりまして、この無利子貸付は20年間で返さなければいけないため、あと残り6年間で返さなければいけないということございまして、それを返すとなると、一時的な資金不足、資金のショートが生ずるということでございます。そこで、この資金のショートを補うために県が貸し付けをしなければならぬという状況になっているということでございます。

高木委員

知事の説明で状況がよくわかりました。その一時ショートしてしまうところで借り入れを起さなければいけないということですが、地元の沿線の観光施設の集客、道路公社の経営の安定化を図るためにも、雁坂トンネルの利用促進策を講じる必要があるのではないかなと思います。

そこで、トンネルの利用を増やすために、去年は雁坂越えのトレイルマラニック、あるいはランウォーク、このようなイベントがなされて、利用促進を図るということに寄与いたしました。ところが、今年3月11日に震災が起きたので、その後の新年度すぐ、その中止を決定したところであります。ぜひ今後も続けてほしいと思いますし、そして、もっとそのほかにもこういった促進策を考えているかどうか、具体的なことをお聞かせ願えればありがたいと思います。お願いします。

酒谷県土整備部長 雁坂トンネルの利用促進についての御質問でございます。利用促進策といたしましては、沿線の観光パンフレットなどの配布、笛吹川源流祭りなどへのイベント協力を行うとともに、フィルムコミッションへの登録を行い、昨年度はドラマの撮影などにも使用され、雁坂トンネルの知名度アップを図っているところでございます。

また、昨年度、今御指摘がありましたように、NPOが開催いたしました、トンネル避難坑を利用したランウォークにつきましては、本年度、電力節減の影響で実施が見送られたところでございますが、明年度は開催に向けた協力を行うように考えているところであります。なお、本年度は、新たに西沢溪谷をはじめとする雁坂周辺の紅葉など、観光スポットの情報を旅行雑誌から発信できるように、出版社に依頼するなどの取り組みを行っているところでございます。

す。

さらに、北関東方面からの車は、雁坂トンネルを利用することにより、週末の中央自動車道の渋滞を回避できるため、このことを積極的にPRし、雁坂トンネルの利用の促進を図るよう努めているところでございます。

以 上

予算特別委員長 皆川 巖